848
189
帙
入

十役之抄 九

組頭番頭

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用

十役之抄

組頭番頭之自解全

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用

凡十七章

附章　五十箇

合六十七箇條辨論之

848
189

第一

組頭番頭

一 組頭番頭名目同異高下の事

中列にてハ一役二名也たとへハ大近習一番組頭二番組頭と云ふ又居館の番役

勤るも等の時ハ頭と組と不離して勤るによりて番頭と云ふ又書院番武者ふ

の方ハ組頭武者ハ番頭也事とあり又当时江戸にてハたとへハ大番

小書院番頭と云ふ其頭ハ其日の番頭と云ふ又其下に組頭と云ふて二所と

なれの様子も組合の内の頭と云心にて組頭と云ふ又其れより幀陽の如きハ

組頭ハ上にして番頭ハ下なれとも其条一様に不限其理通して同し一つと

附

諸士の手頭多き時ハ其頭なくて不叶事ある也知るへき事

大勢の人数を一人しては扱ひかたきによりて其頭を付よせて指図しては

頭を付る事中華にての什伍の列も是也五人に一人の頭を付て是を五ツ

合せて廿五人に又頭を付それを四ツ合て百人に又頭を付る事として段々に

組合を我等周徳の古法とも手除様子により皆我と云へども大将の下知宜人
に属ふへき様なきにより大小の段々我等なりしむ我と下輪白使一人
学我教成十人云云一人か十人に教我時ハ持道より段々百人千人万人も其
下知我承得を我等早し故に各手段を定我ハ是之我に其事我我等所
の者我よく教我しと事に係て働我なきしむるに他の手乃者より
よく闘我を我ハ是手段の練習のよきなし依て右互に勤て手功我なき
を我様にすへき事 手段の心得に一通ものの
一人の下知に随ふの程并大組小組の矩あ我事
大なる甲列流に定我所一人の采幣に木工騎とに此手に治世に定雑事
所に戦国陣志け我時其指揮に叶ふ程我当りて定家所と見たり我ハ
其陣とも我家ハ大組にして手時ハ又小段の一陣も指加りて下知我なるへき
或ハ其陣一組とも陣ハ手下知調ひ居を見れ是手程我知の大概し

戦国治世に依て手組の大小指列の事
戦国ハ小身の諸士にして我石連我下人少し故に一組の士木工騎と云へども一陣
の連我所捨物一人馬捕一人上下三人にして合て七十五人程にもし旗本
の陣馬と云へども漸上下六七人程なれハ手人数に到りて故に木工騎或ハ
其陣我組一人にて扱ふこ当時治世に成て伝長云秀吉云以来諸士の縁多く
成たるによりて石連我下人多し我ハ一人身上下十四五人其人もあれハ
人数多によりて一組の陣馬数をくなし伝吉の奥近習一組工騎と云り
如し我も治世我ハ見へし知行多きれハ役に妻を出す所の諸居具
多きにより馬の出りに連我所ハ少なし我ハ又戦国の士に近し殊に知
行多く其の士ハ自分の陣我も出ると相手子身あれハ是も出陣をへ
し持れ其身代ハ遠ふ其出我所ハ似たるものを此指列を知て甲列云
十陣一位の法に木工騎二組に分我と云手中分の矩我この知し

一組頭と侍大将と吳同の事

甲列組頭（流）と云へる上は大将あたるべき士大将と云ふ程の人数なるべし一備ひ持つ一手の働きなれば士大将と云ふも同し組頭と云ふも大将の備よりは遠く隔たる事一手ほど備ひたつべく働くとは指引ひしるべし主一隊ひ持

付

組頭書たるよりも組元の勤ひ不近習外様の（品）如き甲列より奥近習のごとく組元より大将よりは近仕へしも大坂陣の時ことは馬廻一大近習の如きハ其の列にしも幸満ちそれも大坂陣の時ことは馬廻ハ組次あたるべきを列にしも小将ハ組の列にあたるべき義とおもふ指揮ひしるべし

列の高下事

神ひ付ハ大将ひ離れざる一隊の指揮ひ持つ士大将の指揮ひ受ける江戸大書たるの如きハ戦場より於ても勤ひ不一隊ひ持つ士大将の指揮ひ受ける

大書ハ外様ことハ大頭の列にしも二隊大坂の主書を勤ひ皆離れざるの勤仕をも下知ひ不差しても大将の下知ひ待指揮ひ受ける頭ひ重くなるべきの（ひ）御書院書ハ少ひ指違ひる指揮なれども戦場ひ於ても渡辺主書ひ勤ひたるも其大書たるひ指引ひ賀陽の馬廻書ハ大坂陣の時も別隊ひ引受け指引ひ小将組の如き御馬の先右ひ備ひ指去ハ進退大将の下知ひ受けによりての不勢指きこと外様の士とハ云へども其の列遠きもあり是ハ又一隊ひ引受ひるあるひをも類と考ふ又大坂陣ひ主一隊ひ人組三組右頭ありても上ひ武田無庫陣大坂と定め別ひ陣ひ別ひたて戦陣なひとあるの如くし或ハ主ひ近習なとこありて指引ひ大身の者乃組ひ有り如此の不指引ひしあるひ（闕数ト書）如きハひ書次ありともひて不ハ一隊の指引ひ受ひるとハ成へきひ心指引へ（但常ひ組ト頭ノ練習ハ其番次ノ心ニアルヘキヒ）

急ニ大次ノ添ノ（ひ）ハ其下ノ士ノ進退ニツキ心得アルヘキ事

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用

第三

一甲列大近習奥近習の事

帳書下巻(下三)ニ大近習六者一巻ニ本陣定会席ニ
六者会石ニ十陣と成ともあり格ニ附よりも違てる)奥近習壱者一者ニ
陣定共陣とあり是大奥の当番ニ旗本の陣屋うつる大将ニ随ひ進退
陣取ニ何も武用清代の士ニて其用人ニ取扱むく甲斐ニ居ニ
戦陣ニ供ニ勤ニ申ニ信玄の父の代より従ニ
ニ内奥近習ハ大将の恩威ハ左ニ居ニ
させぐニ手柄ニ仕見なりと云

附

両近習の頭人品の事

帳書下巻(下五)ニ右ニ書出ニ仕ニ武用のニ類ニ心ニ頭ニ一族前ニ
の士ハおのづからニ威ニ奥近習の形ハさよハ
あれ共奥近習の内より撰ニ云ニ常ニ法用の五次ニ

武田家在郷近習外様近習の事

両ニ云ニ同事ニ右ニ両近習ハ甲斐ニ法ニ叶ニ外様近習ハ常ニ我ニ
分の左右へ引込居ニよりて(其)名あり是も多清代の士ニ叶ニ因りニ機
量ニ撰ニ両近習ニ成ニ帳書下巻(下二)ニ委ニ出ニ武功童ニ附ハ無旗
ニ長坂長柏(奉行)役ニ長柏の事ニ共ニ成ニ云ニ
大学長坂光宗等の清代の中ニ乃諸将の組ニ有ニ備等ニ勤ニ
働ニ成ニ(三ノ下)ニ軍鑑合戦の巻ニ相
列深澤の城へ詰ニ甲斐ニ立ニ居ニ
小身の旗本ニ成ニ二ニ呼焼火の間ニ書ニ勤ニ
組ニ本の近習より武辺場数多ニ三十陣と云ニ

なきニ云ニ居ニ
武田家在郷近習外様近習の事
両ニ云ニ同事ニ右ニ両近習ハ甲斐ニ法ニ叶ニ外様近習ハ常ニ我ニ
分の左右へ引込居ニよりて(其)名あり是も多清代の士ニ叶ニ因りニ機
量ニ撰ニ両近習ニ成ニ帳書下巻(下二)ニ委ニ出ニ武功童ニ附ハ無旗
ニ長坂長柏(奉行)役ニ長柏の事ニ共ニ成ニ云ニ
大学長坂光宗等の清代の中ニ乃諸将の組ニ有ニ備等ニ勤ニ
働ニ成ニ(三ノ下)ニ軍鑑合戦の巻ニ相
列深澤の城へ詰ニ甲斐ニ立ニ居ニ
小身の旗本ニ成ニ二ニ呼焼火の間ニ書ニ勤ニ
組ニ本の近習より武辺場数多ニ三十陣と云ニ

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

箕の作法よしとあり又第十一巻に辻市左衛門子孫の書に敵の跡目を継り
親の如く外様近習になされんとあるに其身十七にて成何の手柄もなくて
御旗本に居立ては親祖父の名をもけかし只先手に居立候の流れに
ても捨りたき者も有候寛永がありて自然命なからへかつ手柄は近習に居
候は先々今度は先手に居立候とて且小姓の同心に指副られ候とあり
武辺者心掛ある者は先列かし卑くても武の本立事は戦国の風俗
是等の理も知べし

武田家諸浪人組同頭の事

甲陽軍鑑下巻に[下十五]出ル百五十[三]騎内頭三騎は土屋右衛門尉飯尾縫殿之一
騎よ五十騎宛頭附大将は武田左馬助とて信玄の舎弟也右備の内に指て働
者也甲州にて新参者浪人衆と云譜代者と近習と云譜代新参
者かくて其色浪人近習と云譜代者武辺者も互に励之又は譜代は心安く思ハ已

の本あるにより算し容に手廣く其の時代は悉家を立来る者を八分へ
隠しむへし當時の如き治世には久世大坂抔は指史譜代の名によつて新参ものハ
不抱したまふ又拘ると云ふ大数かきに用る新参者とお交る事とならし
彼是を指副なきに立へかし凡べ諸ても譜代者は御使番に新参
者は金の伝役に命せられる事あり甲州にても三代勤るを譜代と云
一代にても武辺に頭あるは譜代同事と見る事也新参と云ふ人は右三人の諸浪人
路の如し是等の体風とて知べし譜代者には主類を取らしと訳ある事にして
勤めしめ新参には抜刷ありとも後々まで思て勤め新参は頭も己同より
其主く云付られても武功の節にては吹挟持をなく住て切頭をも取る事
軍鑑第十巻に荒川新五村井今立と云新参[者]少扶持成し人も金丸平三郎
闘射して立返たる人を討とめ其人首を持て出る伝左平三
事は不案に思召によりてや御感の余り一人に言貫宛を下さると有る

一壹時江戸大番御書院番を撰甲列流なる

勤さを以との心しは於なる品なるべく者ハ勿論（さ）ヲカ

何ごとも未元より御家関東立方をへきと奥書は

ハ御家人ハ御代ハ何角に心安しと外なる甲列の心もなし新参ハ

ものゝ發向ハ諸代ハ不秀の風もあり又ハ番衆和泉守高久の代なる馬役を

者ハ番ゝ少扶持をて武功のさ實ハ知ゝ（先）ハ

合御役の隙依よりて江戸城へ働出を関を每人ハ在近よ仕なれハ新参

百石十石ハおれをれ諸代ハ何角に心安しと外なる甲列の心もなし新参ハ

拘ゝ諸代の者乃子弟ハ馬を乗ざと新規よ新ふさとの事ハを見ゝ諸代

者ハ呼出され馬ハ未熟の者もあれハ情出さハ依よりて（ゝ）新参者なれハ

御家人ハ大番御書院番を撰甲列流なる

其初ハ神君御小者ノ郡主の時より大番二組ハを置と見ゆ天正十八年関東陣の

時ゝ甲列流大近者の如く六番ゝ命をしをを江戸ハ川越の時も番町ニ百石より

三ゝ石ゝの者ハ移れよりの六番町ゝの名ありとゝ（ハ）慶長十年

頃府御陣屋を後右六番ハ秀忠公（御譲り位）御代ハ外ゝ三組ゝ

命とし元和二年 神祖薨後右令ゝ九組の上ゝ新規ゝ又一組ゝ命ゝ十組となの

家光公御代寛永十年頃府生番のゝ松平豊前守ゝ（ハ）

有しゝ不埒ゝ九十二人皆御改易ゝ一組（ツヅ）又九組ゝ成ゝ年又三組増ゝ合ゝ十二組

ゝ命ゝ今ゝ二遠二組ハ大坂城者二組ハ南紀二條城者二組ハ七代ゝして六番ハいつとても

立江戸或ハ御上洛日光御参詣の時御供の者りゝ（ハ）是迄番十巻（下九）信玄天下ゝ知ハ大近者を

十二組ゝして二組ハ甲府の城者二組ハ城列秋の山城者二組ハ七代ゝして駿ゝ六組ハいつ

とても相列星ゝ吾新撰組ゝ立ゝ或ハ上洛或ハ出陣の時も六番ゝ定と

あり（御）當家御代ゝ神祖ハ甲列の者をゝ吾拘様ゝ成ゝ関

秀忠公ハ小姓組ゝ書院番ゝ

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

此役家光公ハ景憲及小條安房守ニ民長ニ於ハ此関九月廿六番完ル供ヨ不絶ノ心定
たりと云 又 御書院番ハ慶長十年正月二日ニ番ヲ始ル 其初 但シ大坂陣ノ後元和
元年五組ヨリ命ル寛永元年ヨリ番ヲ西丸ヘ御殿ノ外ニ御書院番ヲ組ハあって寛永九年
秀忠公薨後両方合テ十組ト唱ル後ハ二組宛府城番ヲ代ル二組ヲ加テ六組ハいつとても
上ヨリ 隔 ノ進退ヲ執行ル 其ノ内ト云ハ 其ノ次ノ組ト云ハ少シ遠
ニ番あり信玄ノ定ヲよハ大近習一組ニ十騎奥近習一組ニ二十騎鉄砲ニ組ニ百人
弓ニ鉄砲一組ニ二十人 此ノ如ク不離シテ追退ヲなス 是ヲ一手ヲ引ト云
備ヲなスヘシトノ定ニ当時ハ大番ニ一組ヲハ先手ニ一組指添御書院番一組ハ
先ヲ一組指添積リニテ先手鉄砲ニ組ニ弓十組あり是ニ大番ノ備ヲ合
御書院番ノ備ヲ鉄砲なりとなるもの ニ 甲列流ノ如キハ前ノ如ト一手ヲ引ヲ
ノ作法ニ異ル 孫ヨリ 当時ニ一備ニ大坂ノ府城番ヲ書ノ定ニ先手ニ指添半ヲ是ニ
初ハ甲列家ヨリ関ヶ原ヨリ起ルといへ共ヨリ洋ヲ於ル大番御書院番ヲ
家ヨリ云甲列ヨリ大近習奥近習ノ数ヲ加ヘ旗本備ノ法ヲ備ノ法ニ
半度ニ加ヘニ信玄ヨリ大近習奥近習ハ別陣ニなり
ノ定ニ当時江戸ノ御定ヲ先ニ定ルといへ共ヨリ一方ノ備ヲ備ヲ持ル
ノ外ノ不残知ヘきものゝ

附

大番ノ御書院番ノ役柄同組頭ノ事

大番ハ御書院番ノ役柄同組頭ノ事
大番ハヲ列ヲ以テ万石以上ノ大名同半ニ役ヲ
老中ヨリ不 経 テ直ニ言上ヲヤニ諸番ノ様ニ用ル事ニ
座席等ハ一ツ間ヘもふへと細半ハ不言上シテ番ノ
四人ヨリ先ヲ組ノ内ヨリハ指ニ御書院番ハ三千石ヨリ上ノ
番ノ ト 組ノ頭ノ威厳ヲ以テ組ノ
浪府ヲ番ニあれハふ役なりヲ下ニ組ニ組ノ一人宛ノ大番組ノ
ハ威ありと云

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

組衆員数の事

大番ハ一組五十人宛内四人組頭なり大衆ハ二百俵より三四百石迄の也近年ハ千石以上も成
よし組の列ニ外早しきし御書院番ハ昔ハ一組ニ五十人なりしと云今ハ五十人なれ
衆内組頭壱人あり是ハ三百俵より三四千石迄の衆也

第五

一 御小性組ハ御書院番同格にて少是列あれ共
江戸御始めハ秀忠公御代とぞ大坂陣の比ハ六組をたてられしと故ハ是ハ旗本御備の踏鳥
これく信長永禄元亀の比の大近習六番に近まれ家光公御部屋住の時も御小性二組
御書院番四組合て六組ありと云小性の名目ハ甲列まて遣たりと見て末書ハ小姓衆三
大近習奥近習ハ土組宛にて別隊と為り其時ハ旗本の踏鳥ニハ小性番と称ぬ此衆廿騎合て
六十騎となりたるハ人しとあり故ハ秀忠公ニ命たまふ小性組の名目ハ信長公家の余風成(遺)
故秀忠公寛永九年薨後ニ此小性組十組まて命たまひし是御書院番同事なく両番と
号しく諸事同格にて供奉ハ勤め或ハ三千石以上の衆ハ年始ハ翔太刀献上の進物の衆

故の役ぞも両番の内より勤と云番衆ハ二三千石以上之組頭ハ一組壱人組の人数皆御
書院番と同くして少差五ハ組衆の列ハ御小性少しよまし組頭も通し番衆ハ少早
しも上大番衆御書院番衆ハ同心二十人与力十騎宛預られし是も別隊を司り城番等
も勤られ一身の働をなし御小性衆ハ与力同心不属し是一通りにおゐてといへ大きく成
指別し役目により両番衆と組衆との間格別ニ不違に以前より各の務とこの忠との衆

附

其余の諸番増減ある事ハ畢竟大将次第にして備の立所と成への事
近代ニおゐて色々の諸番あり家光公御代寛永二十年八月七日新番六組を命
是身代二百二十俵以下を為衆中より出たまひし業に御小性組も十組ニ而大勢なれ御
旗本の備ニハ多なれへしと仍之新番六組ニ命たまふへし此ハ列早きし又綱吉公御代
貞享四年二月十六日桐間番五組をも命御近習を守れ又同年三月十二日に御廊下番
四組衆ニ命も後家宣公御代なハ此両番お止し是等の如き組の衆ハ其増減時々の
御数寄次第にてと別理猶おし唯備立ニ列ニ御備の立所を定めるへき事也

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

依て考るに當時と云ふ小侍人組も十組許ありて外新番小姓近習番
御次番等の元中舎人(ハ)馬もよき侍に候へし(アリ)其一隊よりなりしハ備ハ云ふ(老ノ二)
新番を六組となりしも備御近習の侍士の當番多く免許馬の者よりあれ共ハ備一隊の
進退御よく(きこ)ハ御中小姓十組とまとめしもよき用心(ス)別隊を不持しハ甲斐なし
扨其軍元又中黒源祐(ニ)云十八年御組小田原發向の時なりしに大番衆(ニ)
ハ別隊を備ふる元もよき輿元次の番元舎人八十騎余と永井左近(ニ)云ふ(ハ)
数騎もよき知行(ル)とり是ハ御旗本一隊の侍馬ともこの者ども
進退(ル)其大将の下知に随ふと離れくとの組(ニ)
事を作ると通り旗本の一隊の内よりあれ共ハもよき
時ハ必ち侍組旗奉行の指圖(ニ)よき備の一分の働(ス)
動(ル)とハ云ども扨ハ士大将と云しても又武者の
なき(ニ)共時ハ士大将の用なし或時ハ大将と一隊よき備ふる一分の働
ハ士大将の下知を更或時ハ人数不足の大身

第六

一織田云の下風乃諸家侍士の名目小将馬廻
中黒(ニ)始源祐(ニ)池田家(ニ)ハ第小将馬廻の名あり信長公の御乃組(ニ)
侍人持と号しも馬廻として中よも大将へ近仕をよと小将と称をよとも云扨なり後
諸家の国主大身と聞く侍士もよく組(ニ)分をよ
大身侍人持と云ハ一高徳公第今もよき連(ニ)
或ハ組(ニ)一組よ八九十人中百石より三千石よとなり
千三百石より四千石斗との身代(ニ)馬廻組(ニ)と号(ニ)馬廻組(ニ)
別(ニ)よ(ニ)して云備よきもの(ニ)小将も三段よく大小将六組中小将六組子小将六組(ニ)
八組若者(ニ)よりて毛ハ大将の一隊よ備よく進退(ニ)一つなりしと云當時ハ馬廻大小将ハ
昔の通し中小将ハ旗よく奥小将となり子小将ハ奥小将と号し或ハ御側小将ホの名
目よく毛ホの士近習(ニ)よく働よき組ハ第よ云桐間廊下番(ニ)の如く何よも指よ

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

より遠く等し或ハ定番組或ハ組外等の名目有之も時の様子によるべき前に云
信玄の外様近習左右近習の如く其法不定なれども今諸藩の諸士の様子を以て見
候ハ一己組頭ハ江戸の大番頭等役々も用も飛ヲ寄山の左番を勤る者くハ大坂の時も
前服備の一隊を持よりも役番する事なれ共馬上の士ハ大番の士とハ不二の役皆属とり
て身代もよし右之頭ハ大番頭に役く組ハ江戸ニても馬上の士と関ハ右番の如くに云とし
此小将六組ハ甲州の大近習六番に役て前ニ云来意の西の丸すくの此書院番に役より
勿論当時の江戸にも小将組は大に不違と云へ共備の場にむくハ家老候等の新
番の備に近かるへし進退と云ると云にまるべし其小将等の如きハ甲州の奥近習に
役く数も少きし本書下巻の如くなりしに小将三十騎とある役する様来意の勤め
御たるものし只名目の流行を取而己てハ備の實を失ふし備の實様を合点しもの
上ヘ名目ハ時々に違ふ共其組々の二の勤節に違ふへし此を不二の達と云ハ其戦場の働き

御先手の事

付り
諸家に於て名目ハ違ふとも通して一理の事

當時と云へ共毛利家の如きハ先祖より又一家の法式名目ありて他家とハ違ふと云
たとへハ小身の諸士抔八組へ合して八組と唱へ或大組と云千石二三千石の者勤むとし大身
なる者を寄合と云其内より□□抔勤むとし又手廻と云の士ハ當時の小将組と云か如く
大将に近仕して江戸へも定法よりとし右八組ハ一組宛江戸詰をなんと云當時浅野家の
御馬廻十組の一組宛江戸へ詰るか如し或ハ手近組或ハ無給なと云組ありと云様伴
達嶋津家等の如き古き家々には替りたる名目ありと云然共一隊別隊の先
別れて勝負をなしたる所ハ何も通して同し其諸家の内にも甲州流ハ垂流より
其法によるもの當時江戸抔勤めきし

羽柴家の諸士七組の事

太閤大坂城にて諸士抔七組として其頭定め一隊となし殊に其外近仕の士也て黄母

夜の亢等ありて戦を為せるゆへハ一理たりといへとも大事ハ粗きしかれハ今文條をもて
事繁く数多く分ちたれとも要を云ふ通す備の立様不埒成事あるへし諸家の様子を見
るに其粗く組分あれとも又ハ精く散在なれとも諸頭の機を知らく戦法のよれるハ一理と
も云なれは理を見分るハ甲列流を便りて立見ハ立行成り仍て其品を挙て国英の
着を云ものハ何れにもよらくも迷ふへからさらしむへきかためし

一 當時諸家の国主郡主組分の様子暫く所を知り不易の様を知へき事

前に記る事を云ふも外記陽の如き大名の主の下にてハ大概信玄の備に近きものと又
尾州の士帳を以く考れは記る名目を模したるものなれは遠く而あり先大山の
城附として大分の士あり是等皆成瀬氏に隠く在り其内千石以上の士も多く其
其諸士の外もありて組とも分ちたりし是則武田家に於て其坂津か信州海津に在
城同心凡五十騎とし又同しく小県に在る三百騎を別に置かあり因て依理言
五十騎上列算輪にて在く其備くの本陣を勤し三百騎と百騎の旗馬ハ一隊にハ
なし又平と故に組を分ち隊を定むる者と成者ハ同心の士と以て武功の士を用ゆ當时
犬山附と分くるも不記し成瀬氏の下士にあれ与力にもなし而も与力と其の不足事
なれとも條家老にも皆小身の組ありて備となれる見ゆれハ甲列のことく其名近習を原
隼人竹腰右京組に附たる似たり又竹腰の紀家今ハ其家預かれ凡十八万石の家中と三ツ
に分く家老三人の組と志たものと云ふ本の三万石の家中ハ旗本立通りて家老と
云者分組を番を役同事とし一隊別隊の指別ハ时の戦法によれるし澄かに小大の指別とも
云知なりし

第七
一 甲列流五十騎一備に組を二隊の事

甲書下巻に五十騎の士にハ大五騎によき覚の武士を一隊宛つてまた二隊とあり又
甲集にも五十騎の士を大五騎宛二ツにして大隊小隊と分て旗以一手の内を一二の進退を
持とし是ハ小迫合の时の事大合戦にハ打込く働しとあり結要本に五十騎の積りを
書ても大隊小隊と二隊に武士を分けり一隊ありて其子とありけれハ五十騎の士ハ一隊をも八

雑校と見ゆる所ハ組頭二騎と書たる時ハ士大将の下に付て下知を致し大番頭の下に
組頭四人あるか如し又大頭小頭と二騎書て挿む時ハ当役の如くにして少しの者を下し
小書院番頭同組頭に似たり是等を以て考合すへき也其外又一隊を司る時ハ大頭ハ士大将の
如し

附
大身の士大将乃下に付く組頭或ハ小頭の事

於甲州も大身の士大将二百騎三百騎を持時ハ組を分て右組頭あり孔別隊を分つ時ハ
必ず一隊を司る頭有り従者八小頭武者是ハ士大将の子か弟か甥かを以て書し と
あり考るに山県三郎兵衛ハとこの小荷駄に書たる侍を以て列隊の大将と書ると軍鑑にあり又
小備士総千騎の侍を當騎充右連出ると二ツに分士総二百五十騎宛又八十騎に二百五十騎
右ニ備宛に立るとあり此時又小旗ハ別一方を受しの大頭と云ともし扱を十備にかはる
七八人一隊つゝの小頭へ申し本書下巻に士総新ると云田舎兵庫頭ある馬ハ騎馬を持
奉し其外の士上総被官にも身柄もありと云其外大元一備つゝの頭成へしを大備を合て又

八十騎ハ大頭と見へきなり又本書下巻に百騎と三備にするとする時ハ士大将一手を以下知し武者
奉行一手を以下知を致とあり是も惣領子か弟か甥かあれハ武者奉行にて是も一隊を下
知を致す右の小荷駄の如く成へし又同巻に七八十騎もあるハ十騎を五手に分る十騎
中備へ別跡に備へ一戦の内一手の内にて二の見を持とありのみの時ハ是十騎を中
の組頭ハ悉く是も一隊を持て先の勝負の仕合を見て跡より備を出す是ハ武功者
くてハならぬ所ハ組頭或ハ大備に於て大頭小頭と云ものハ不ハ悉皆ありても結せを
下知し或ハ一隊を司り勝負を持の理ハ通りて同事也統是は何の名也の事

士大将幼少の病身の時陣代を勤る者の事

甲州にて士大将の子か幼少の時ハかく人数を陣代に命て出る事土利地
子息幼少ニ付名土利同心衆の米倉丹後陣代を勤る是組頭小頭等の類にて自武功
有る用す本諸家にも多き事也合戦巻に飯塚年三月信州河中島にて新の先方
讃信へ内通の様子在て因て仁科海野高坂三人を以て殺害し其後は別春日弾正に

苗字は譲たるれ高坂入道と海野か士ハ十歳ハまつまて石直信玄の二男にて目まくら龍宝と
云は名跡として奥光若狭に陣代を令出陣の依ハ此奥光勤之仁科の跡士幸綱
も石直信玄の五男五郎を十三歳にて家督に定め未幼年に付人数の指引を令
其後に仁科五郎と云又薩摩守と号せ成長の後ハ自身の下知と見へたり或ハ親族を
以てし或ハ家老をもつてし或ハ指子によつて上より陣代を除らる皆同事也

第八

一 諸士の侍或ハ親類或ハ筋目或ハ武功を用る事

於甲州近習の士ハ譜代或ハ少年より召仕れし者又遠類或ハ武田譜代の筋目ある者
をもつてす又諸浪人の如き新参者にハ武功の人を先立てもつてと定らる事也或ハ又先
手の同心衆等ハ武功をもつて先立もあり末番か如し或ハ波合備前に流利或ハ対馬
の跡三十騎を預らる等の事もあり或ハ在て近習ハ指らる譜代の中身の組へ指副らる也
又山縣か同心以の小荒等ハ武功と筋目と兼備し或ハ又先手の手組に部隊をあつ
时士大将の子弟又ハ次と云ふとある八是親族也武功抔をもつて次と成時ハ又其

下の組危と不一致武功を逐たるをもつて組の働もむつかしく思ふの誤ありと云当時
の大番頭ハ家光公御代の思召にハ諸司老中をも不絶しく潤老中とハ給る心安き
也様に成と云を味ふ事也本藩小将衆の法用は上下通達を致も是に似たる所あり

附

大頭小頭の事

於甲州も大近習に大小頭衆ありと見へて信玄記に近習士亦大頭小頭とあり是大頭
一人にて下知危を用る功者は一人小頭を添て下知は合するに事ゝ新府集にあり
三十騎の士ハ大頭小頭二人をもつて小迫合は小頭か二つ三つに分て先小頭三十騎をもつて敵に
掛るに若敵此よし味方をも退たる時ハ後を三十騎大頭入替て敵へ掛り此時小頭の組を
後守返しつかれを一ハ変じて二と成二ハ変じて一と成れ是戦法を可心得とあり考に
先に敵に向ふハ敵の鋭気を砕く所なれは武功厚く無くハ不叶事也又守返して後に
進む掛れも必進退必退進の術に叶ふハ武功の業也然ハ大頭ハ筋目をもつてし
小頭ハ武功をもつてなすと云の理に適せる所かと云又中興源記に天正十八年神祖小田

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

原發向に備ありしに来たれ所に大番六手各大に小ありとも姓名ありて月四番
二十騎此ハ松平十三郎煩れに小に[illegible]井久[illegible]下知二番二十騎此に荒川九郎二郎煩れ小に[illegible]
沼[illegible]七郎下知とあり然ハ大に煩の時なと必小に[illegible]組ハて下知し又當[illegible]大将の前に
御用ありて不在合時も小ハの下知成へき事

番に組ハ或ハ組に番に の事

東鑑ハ番に上ましく組ハ下し大番に と云ふて番に と称せ士大将の如し組に ハ其下の組
元の内にて組合ハ立て諸用を辨せれ組合の ハと云事ハて組に と云ふに御書院番
御小将組の所をも此格をなし番に と称せ此ハ番にハ組ハ一組に一人宛あり當時も江
戸の様子ハ大番にハ組に四人ありて役柄も抱きにより組元と親ミありて諸用を此組ハ候
し事ハ番に へ達せとし毎番の如きハ組に も威ありて其上一組ニ一人役れ組中諸用聞届辨
し難きにより組に の外に一組に四人宛番により其人ハ抱ひて組中の諸用を同庭大
概に辨しての上に組に へ通達せれハ其四人より達し扨番に へも達せれ然ハ一組

の人数二十人とも其時ハ番に の外組に其人にてハ半程網れ又中藩ハ組に上し
宛前ハ馬上組に小性番に と有たれよし大坂陣の比番に六人の名あり其後ハ組分
もなく小性元二百人斗有たり寛永十年の比より天下諸大名江戸詰始して御小将と
云ふ事に番に とるハ指引手法ハ多れとて馬上に の内より景信兵庫浅野長左衛門等人ハ
御小将に命馬上に より一階上に立し其後段々同役出来して延寶二年三月二日に小将
に云ふ事馬上に に命同時に新規に小将に三人に命馬上に の次に列を定ふ是ハ大番に の
次に御書院番に御小将番に の列を其格に準せれ成へし天和元年より御小将六組に分
組に六人番に六人ハ横目六人と出抱り一組に廿五人内番に一人横目一人と云成事ハ
賀藩ハ番に ハ下にして組に ハ上に立し其後永井信七郎津田内記山崎平太郎外先年
又飛列ニ山在番の時に馬上にも番に ヨリ相勤候平岡半田ト共ニ六人ナリ
奥小将番に表小将番に組外番に ハ上に立組ハ 四人野村与三兵衛平岡五左衛門有賀
諸用ハ辨せれ事寛永の初めよりに小将番に ありて半漸に家格と見るに ハ侍明了し

[illegible]

原發向ニ備ヘシメ其他ハ大番ヲ差次ニ
シテ勤仕セシムヘキ事
一寄合ハ松平土佐守煩ニ付荒川大学頭小出
淡路守ヲ初メ大名ノ煩ノ時ハ必ス使ヲ以テ
御用ヲ伺ヒ不参ノ者ハ次ノ下知ヲ加ヘキ事
番代組ヲ或ハ組代番代ノ事
一東照宮ノ御番ヲ勤ムル大番ヲ番代ト云ヒテ番代ト
称ヲ士大将ノ如シ組ヘモ下ノ組
元ノ内ヨリ組合ヲ立テ組代ト云ヒテ組代ニ加ハラシム番
御小将組ノ内ヨリ番代ヲ出サシム組ハ一組ニ一人宛ノ差出モ
アリ又ハ大番ニハ組代ヲ出サス番代ヲ出サシムル組モアリ
一番代ハ組代ヲ以テ組ヘ達シ組代ハ番代ヲ以テ組ヘ
一寄合番ノ如キハ組代ヲ以テ組ヘ達シ組ヘハ番代ヲ以テ
一番代ハ組中ノ猶用ヲ聞届ケ組代ヘ達シ組代ハ猶用ヲ聞届ケ
一組ニ一人宛組中ノ猶用ヲ聞届ケ組代ヘ達シ組代ハ猶用ヲ聞届ケ
一番代ハ組代ヲ以テ組ヘ達シ組代ハ番代ヲ以テ組ヘ達ス
概ネ斯ノ如シ其ノ上ヨリ組ヘ通達ヲ出ス時ハ一組
の人数三十人ヲ超ス時ハ番代ノ外組代ヲ人ニ
完有ハ馬上組小性番代ト有之ヨリ大坂陣ノ
比なり小性元三百人ヲ有之慶長十年ノ比ヨリ
百人ニ)ヲ番代ニ定ラル指引ヨリ番代ヲ馬上ノ
御小将ニ命ス馬上ニ一階上ヨリ立ル事段々同役出来シテ
ニ)ヲ番代ニ定ラル指引ヨリ番代ヲ馬上ノ
御小将ニ命ス馬上ニ一階上ヨリ立ル事段々同役出来シテ
次ニ書院番ハ小将番ノ列ニ於テ指ヲ準
組代六人番代六人ヲ指出シ一組ニ
賀藩ハ番代ヘ下リテ組ハ上ヨリ立ル定番
又ハ列ニ在番ノ時ハ馬上モ番代ヘ下リテ
奥小将番ハ表小将番ハ組外番ハ上ヨリ立組ノ
諸用伐弁ヲ以テ半減ス寛永ノ初メヨリ小将番ハ

原發向に備あらしも其たる所に大番六千余大役小役ありとも姓名ありも自己番
五十騎廿ヶ松平十三郎頬かに小役ニ井大倉不知又番五十騎廿役荒川大本十三郎頬かに小役ニ
沼藤七郎下知とあり彼ハ大役の頬の時なとも小役ニ組頭て下知し又当分も役大将の前に
御用立て不立合時も小役の下知成へき事

番役組頭或ハ組役番役の事

東役ハ番役上ニして組頭下にして大番役と云て番役と称を大将の如し組役ハ其下の組
衆の内より組合役立て諸用を弁されは組合の頭と云事にて組役と云事に御書院番
御小将組の役まても此格にして番役と称て此番頭ハ組頭一組に一人宛あり其時も江
戸の格にハ大番にハ組役四人宛て役掛も勤きにより組衆と親しくあって諸用を此組頭へ候
し事ハ番役へ違ふことし番の如きハ組役も威ありても上一人役也組中諸用弁
し難きにより組役の外に一組に四人宛番役より人撰して組中の諸用を同役大
概に弁してその上に組役へ通達されハも四人より達し頭番役へも達せし役ハ一組

の人数五十人ハ其外ハ番役の外組役壱人にハ事務御用も又小浦ハ組役上とし
定前ハ馬上組役小性番役と有たる事ハ大坂陣の比番役六人の名あり其後ハ組頭
もなく小性衆二百人斗有たる寛永十年の比より諸大名江戸詰始りて御小将と
名付て番役とすへき指引も差而も馬上役の内より其称番役壱人宛
御小将役は命馬上役より一階上に立しも後段に同役出来して延宝二年正月小将
役ニ役馬上役を命同時に新規に小将役三人に命馬上役の次に列を定め其ハ大番役の
次に御書院番役御小将番役の列を定め格に准
組役六人番役六人諸用六人と出張り一組に在
賀藩ハ番役は下にして組役ハ上に立しと云
又飛列当山在番の時に馬上も番役おり其余ハ御小将組の指引を致し近年
奥小将番役ハ小将番役組外番役ハ上に立組役と云もの無くして事挖しとハ大組の
諸用役弁せし事寛永の初めより御小将番役と云て事務たる格と見へ候

兼山先生

兼山先生

事ニ依て一隊を司るゝ程の事ハ有ましきぞ御馬印の如きハ又格別也

頭武者身代高下の事

江戸大番頭ハ五千石以下の者ハ千俵の役料同心廿人与力十騎あり御書院番頭ハ三千石
以下ハ千俵の役料同心廿人与力十騎あり小姓組番頭ハ役料三千石以下ハ千俵ハ同事なれハ
同心与力ハ寄せ集め一隊を司る頭武者ハ小身にてハ難成事也或ハ一隊を司る程ハ小身
にてもならぬ事也然共当時ハ觸使等の諸用ありて至て小身成者ハ難勤事也戦中軍
用ハ小身にてハ難調ゆへ役料を給て身代高下を不論用ハ至極の事也役料なき時ハ身代
を用て贈れもなき事也旗本ハ千貫ハ二百騎の者を扶持し人数積を致し給れ下さる
甲州流ハ二百貫者頭ハ百貫とあり又軍書にハ高坂弾正内ニも百貫二百貫三百貫
又者ニ十三人ありと云是皆足軽大将等勤る者也戦国にてハ其時ハ当時とちがひ
廿石程の知行又ハ二十騎の士程千貫斗九十又指添ハ自分の家馬に召使せらる也
事なれ共元来有る兎角一隊を司る程の武者の事にて小身なれハ一夜のちがひ下の小頭ハ又少しも不

遠いく名代たりとも有ましきぞ戦場の作法也て考し

第九
一 別隊ハ持付ハ其諸器弓鉄炮長柄旗差諸役人等度量の事

一隊を持時ハ必諸士外にハ備ハ不立備ハ不成事也甲州流ニ又ハ必兵器を添られ候ハ
士五十騎ニ足軽五十人長柄五十本旗五本と定むる事一隊中分の積りと諸大名家にて軍
役ハ定制ある事なれハ諸士と云ハ元身代宜き八役長柄役旗役弓鉄炮なれハ是を集
て備の前に立て迫合を始むる時の兵器とすべし左ある時ハ又是を足軽を指添へ役人へ渡す
物などにもてのし按に五十騎程の備ならハ旗も五本備の立ならハ旗六本もて当時の役
人を集て一隊の利を整る事ハ士大将の五十騎一備ほどの所と同事なれハ其器も上より
下へ指加る江戸の大番にハ先筒二組を指添と云按に大番頭へ鉄砲足軽等を加へて先に列し
役長柄を立て旗あらハ又旗をも立し其役者の事を云也又大番頭組頭ハ与力あれハ其に
諸の内より役長柄足軽旗等の者も合勤めへし扱十騎の与力ハ同心ほどにて諸
備として後尾の備頭を持等の事にて及ぶを法ハ不云傳と云ふ甲州流の作風也

し考へて云而也又御書院番の備の如きハ而一組指添とあり殊ニ組頭ニ名代も新頭
多きによりて役高も多かるへきなれハ合せて定めあるへき也備を立るに大番頭と同じく有
へからす是役人の外ハ上より外に立られし組の内より時に臨て云渡され無様成へし又甲陽
の書の考れな諸浪人頭百五十騎組三組とするに前備と計はく軍器の組合の事不見え
諸浪人ハ小身にして役器を出す程の事とハ不見え足軽の備れ不審多き事也旗本主
従大将の組合て備を立たるなと思へハ其事も書中に不見え又諸備ニ至て三騎の
外騎五十騎とあり又浦野十騎に浦野ハ五十騎とあり足軽の備心得難し但其外
甲州の備人数積りの定に侍数計書ハ法器ハ必士の数さへ定れハ不記とも知る事
なへし朱書十騎より大近習ニ足軽三組指添なとあれハ必添されハ一隊備有る
（諸器不添ト云フハナキフと　○下丸ノナラも　一組ニ）
事也朱書而ことにあれ人数器器の積りを合て程ハ知る事也殊大家附に
積りしてよき用の時ニ非ハ難きものなれハ変にハ記された入ハ本備の馬廻一組三十五人として
役長柄三百本も有へし役高役手合て三十挺も有し旗三百本騎もの五騎ありて

も外成人の子弟の足軽人も出陣さへきなれハ組頭合て五騎足の五十騎内外ハ七百人余り
あれハ備を立るなるへくハ手廻足軽の十人もそ附也ハ役足軽三百十の弓鉄ハ有へし長
組の内名代のもとにハよしんハ才覚ある士を五人計として弓鉄とも添へ又ハ長柄三百本
なれも組の内より其物五人計定めて一隊宛代て勤しめ組衆ハ組と共に進退て
（アルニ　其　モニ　并ス（へキ））
役も多く加へて法度を執時ハ一組の役長柄役高役手の多少は考て役長柄多くハ何と
程役長柄を減して役高を持しめ備の用調ふ分列ハ武者の料簡にて成事ニ我請にて
隊の事を分別して諸器の員数を考へ備の立方立様辨て長柄を減して鉄砲を足
き事ハ其時によりて上達しても其任なるへし役旗ハ旗本へかし立るる又ハ其備に
立も其時の上より定よるへきなれハ是又多人の分別にて本陣旗を備に立るハ旗本より
入事と是も長柄なりの如し猶其外諸士ハ役器を出さによりて名代算き者も馬の口りに
連れ府ハ歩き等と小身者も同事と馬の口り上下六七人あれハ徒歩役と（理）て役殊事にて記也
才覚ある士は小形よりして下知殊なさしむへし若小荷を外の役者も上よりこ定時ハ其

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用

足の者とし手足へ参ぐ与力の也又陪をと指麾時ハ別ニ使者もさまへ(きこ)或ハ又ま一階の
備立行列陣九等とはれ人の下知来て(へ)通し難くハ大将よりより旗本より と定たれは人の
内非番の二隊抜出て其下知を通達させ(きこ)其料為れ出し而て格式時に応して上
よりの制法ありハ指れ又隊て示す(きこ)兼て心得なくてハ手時行あたれ(へき事なり)今
云所ハ甲州流の備立をなりの通番し近きをもて隊ち立ち三者の沿世なれハ其實をとも不知

附
しくハ此手と此外其備立の古より定りて此事ハ今文書に
云くまて甲州流の法をてみるにより不足に当すると見ゆるによ何れにても一ならす
二組合て一手とし或ハ一手銭別手せなし或ハ人数不足の所へ加れ等の事
(朱)書下巻のなししに大近習一組三十騎奥近習一組三十騎足軽三組百五十人馬上三十騎
是合て五組ハ不離して馬上都合百十騎計なれハ別手なり一手に立れといふも先必一手備別手れ
して一二の備前と持隊に備れ為へし当時大番御書院番衆の如きハ常に隊て述れ通とも
旗本ハ皆是もて一人たれものハ其に別隊の以(こ)本藩大坂冬陣ニハ馬上れ八組八人宛も
六組六人宛も云皆一備宛にまゝりとミ又一説ニハ冬陣の時道中越前府中津ニ掛り山城一

家臣某と命本城ハ金沢へまと大将ハ直ニ御供なれ先浪人し在たれまて人数少く置
旦二組添是れ土月四日笹山表働の時なとも神尾人数を二組大将ニ添て働をと
云傳よめ此の時ハ先進退ハ大将ニまりもの心得へし加れの外も有事とて又甲州ニみて立御
近習組原隼人駒井右京等是添れハ原ハ陣場奉行にて兵前の人数七十騎計とれハ是し
とて此外駒井も深沢の城ニ在番なれハ此組ニ付とあり按ニ江戸の寄合衆或ハ小普請
衆の如きものハ閑暇時ハ何方へもそれ指副等とし本藩組外の如きも一隊持組の軍
器も不て有ハ大坂ハ時ニより定れへきれ似等なれ共甲州ニて法浪人三組ハ武田主膳
ニ付大将と定め一手に別ニよりて三ま八備れとあり先年衆も一組と又まま大将と云とも
心あり兵庫ハ信玄の舎弟たるを威あるをなりて大将となしし本藩ニも大坂冬陣の先く世合
十二組外二組宛別手に一手たりしてぞ備ニ備たりと云て上ニ大音主馬安田路菴組無れよ
あし命下と有ニ越馬出候中云ハ主馬ハ路菴ハ御仕立の人なれハ此法下知被受へし路菴ハ
(朱)冬陣ス又
裴係前よミ正式新参なれハ甚實城へ本市参政の此ニたゆとの人天下ニ戦有れ事正て什

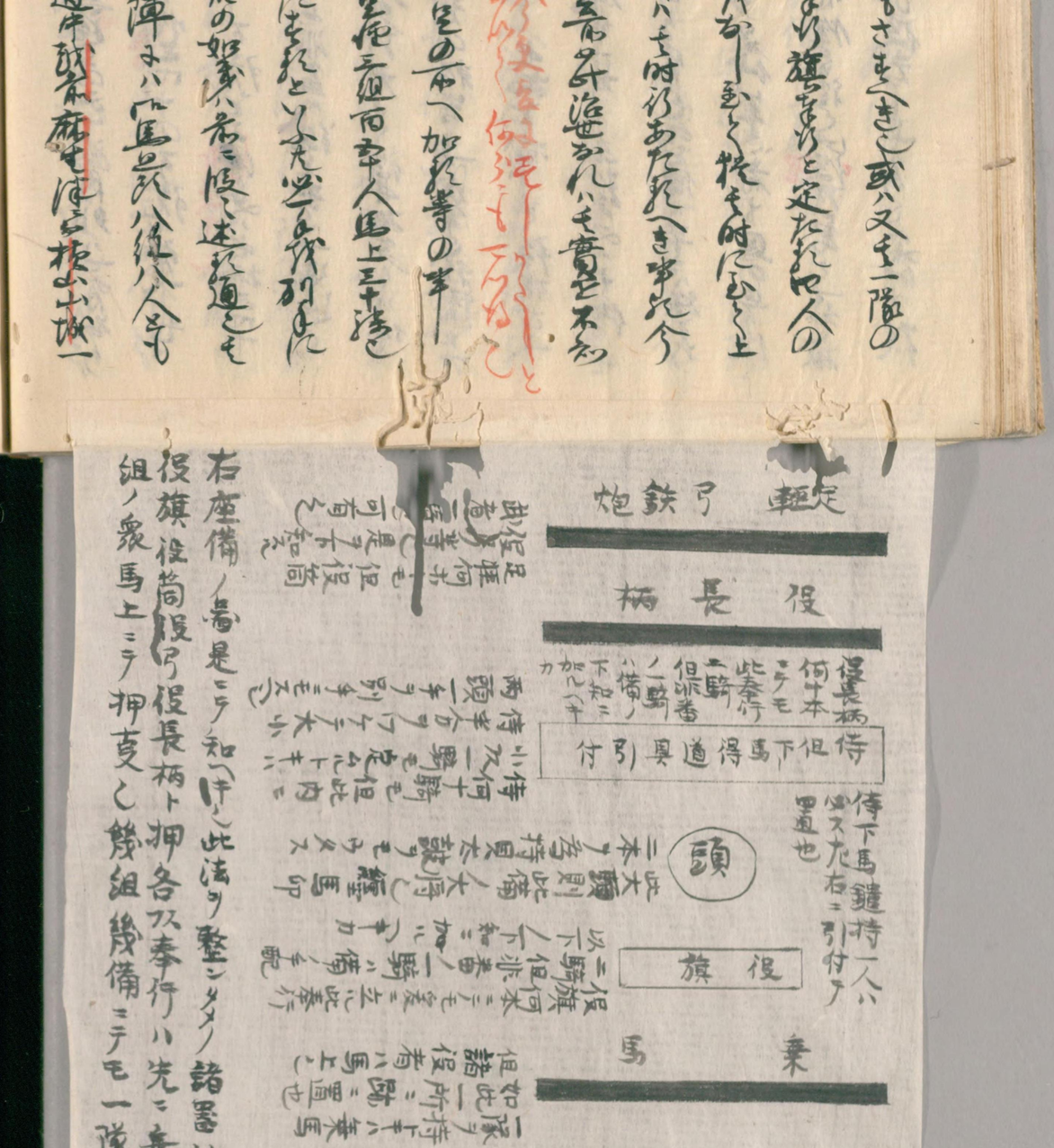

定軽弓鉄炮

役長柄

侍但下馬得道具引付

頭

役旗

乗馬

右座備ノ番是ニテ知ヘキ此法ヲ整シタメノ諸器諸役者ニ行列ハ如定法
役旗役筒役弓役長柄ト押各以奉行ハ先ニ乗ニ其次大頭押其次
組ノ衆馬上ニテ押支ニ幾組幾備ニテモ一隊ヲ持トキノ法ハ如此ニ

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

とゝみなよりも勢ひの本ゝもせゝ

或ハ一手二手ゝゝ城攻手負等の事

所謂前年右事ゝ洛ゝ立郷近在相州深沢ゝ手勢ゝ

城を洗浪人二組(大)の武士の庫ゝ等ゝ筋ゝ城攻ゝ出ゝ

飛別ゝ山在書ゝ口馬廻一組ゝを附置ゝ柄搦

役罰役人ゝ五先ゝ指原成ゝ(其)同左時ハ一組の内ゝ満役人ゝ備ゝ

ゝ法皆士大将ゝ仰ゝ次ゝ別あゝ事

士大将なれゝ常ゝ一陣ゝゝ働ゝ或ハ用大勢なれゝ先ゝ備ゝ

仰持ゝ用ハ別士大将ゝ仰ゝ少ゝ指ゝ遠ゝハ或ハ二三ゝ合ゝ物なゝ大ゝ隔ゝ或ハ

加賀ゝの如ゝあゝて勤ゝ不甲斐ゝゝ指浪人ゝ立ゝ近習等ハ前備ゝ立ゝ働ゝ城ゝ守り

先ゝ助け皆遊軍ゝ業ゝゝ上直ゝの士仲間ハ与力同心ゝ附ゝとハ少ゝ遠ゝ或ハ利

底仲間ゝ等ゝ附ゝ定ゝ慣ゝ陣代ゝ勤ゝ耳利(朱倉)奥先平等

等ゝ如きゝも一陣代列ゝ会戦迫合ゝ働ゝ下ゝゝ

持ゝ遠ゝ有事ゝゝ知ゝなゝ

第十

一大将ゝ下ゝ附ゝ進退ゝゝ

甲州ゝ大近習ゝ如ゝ左備ゝ小将組等ゝゝ名ゝ組ゝ士ゝ

出ゝゝ一ゝ指ゝゝ二ゝ手ゝ等ゝゝ働ハ別旗ゝ役ゝ指ゝ

ゝゝ集ゝ支配ゝ陣ゝ立ゝ一ゝ切ゝ役人ゝ

ゝ役ゝハ三ゝ有ゝ陣ゝ役ゝ働ゝ

武ゝ備ゝ如ゝ左ゝ備ゝ心ゝ

知ゝゝ旗ゝ一ゝ(別)ゝ堺ゝ一ゝゝ指ゝ

ゝ用ゝ法ゝ有ゝ又治世ゝ今(江戸ニテ)ゝ御成ゝ時ゝ供奉ゝ

筑ゝ殿ゝ一列ゝゝ(狭箱奉行ト同ハ)ゝ指ゝ一切ゝ同ゝ

清ゝ地ゝ(別)ゝ働ゝ戦陣ゝ

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用

をものハ二百挺も

附

旗本一隊の士といえども多くの働もて百挺
五十挺一備を二つよりく三陰陽と持挺もあり一定ハ
或ハ大坂陣より藩旗本の仁小将の内も御下知もて騎
並く働くし

甲列大奥五近習六番備仕方後先右番代り仕様定法等もなし法なき二準ず
六番の近習右ハ三組たゞ三組とよりく備(右の先後も一番
一番合戦とも毎日番代の仕様あり

右	一六五		右	二一六		右	三二		
初日	左 二三四	二日メ	左 三四五	三日メ	左 四五六	四日メ	左 五六一	五日メ	左 六一二
右	五四三		右	六五四					
左	六一二		左	一二三					

前後順々三入代ルノ法ハ本キトおモノし

右ハ定法ニ準ず

又行列の時ハ其日の當番一組の次ゟ押を唯日の當番ハ跡ゟ押其日旗本の陣
押の役と其一組ゟ勤ゟ押ゟ

初日	一六五四三	陣押	二日	二一六五四三	陣押	三日	三二一六五四	陣押	
四日	四三二一六五	陣押	五日	五四三二一六	陣押	六日	六五四三二一	陣押	

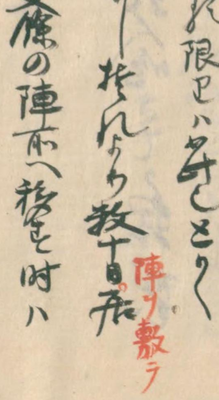

平易の時ハかく敵と其陣もあれ限ゟハ弁ゟとり
千目の當り番の如くよ小屋ゟ配なり一備の陣ゟへ移ゟ時ハ
敵とも小屋ゟ多なきゟ仕様ゟ陣ゟ數ヲ
第よゟ備のゟゟくゟへゟ小屋ゟなり教十目の形

又押ゟもそれ左の代り様又ハ一番合戦又ハ陣押ゟ勤ゟ押ゟ
屋ゟ掛ゟも小屋ゟたゟへゟめた

左右ノ定アレハ代ルヲナラヌヤウニナアレ
ても四組ゟも三組ゟそれ自由ゟ備ゟくゟ多ゟし又若ハ左ゟ
極ゟの法ハ多屋と二軍。法ゟと云へ大小法の如く心得ハ弁ゟ備その定法ハ

足軽長柄其次ニ士隊立ル也何も下立馬ハ跡へ繰ニ立也旗本も此通ニ而先足軽一段後長柄一段持旗と持足軽一段ニ長柄一段ありて其次ハ中ハ旗より大将御馬脇ニ至迄あり也左ハ御長柄の次ニ指旗き大近習三組ツヽ三段ニ立也奥近習ハ其近習の内の方ニ三段ニ立也いま図ニ有之

頭武者ハ馬上ニて乗也し或ハ下馬して下知し下々雑人噂させて人数に加へへし馬ハ後へ繰て立也事有之

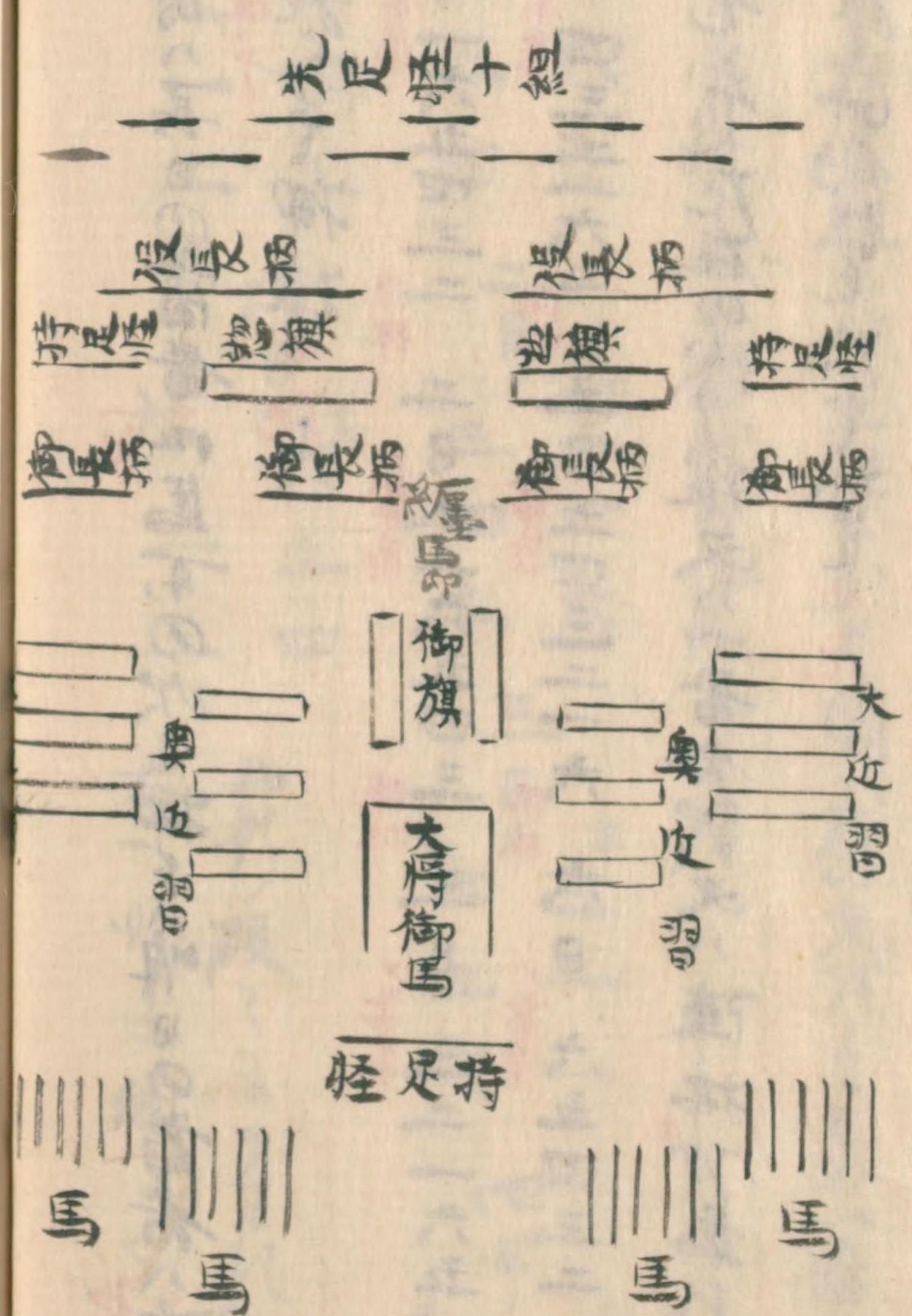

右信玄公旗本ノ備立し

行列の定法ハ旗足軽長柄其次ニ其手の大将其後士馬上ニて押也大小共ニ皆此通也旗本の行列ハ皆替りて先足軽役長柄持旗持足軽其長柄御旗其次大将前後の役人法印等持足軽一組其次奥近習六組其次大近習六組以下の行列ハ必其押の作法ニて一組の者も切之不切ニを計へて前後行定め押出る事ハ其頭の心得にて定也と云事甲陽軍鑑下巻在々出陣前禁制其外ニ陣下知を不背者あれハ其旨を不違とあり又陣先にハ役長柄役筒役弓役旗の如きハ各其主人の小屋へ入へし出陣の時ニ隊列にて整列也総人の前へ出さへし其作法を用へし或ハ本陣へ勤番等色々あり其様子を知へしと云付之且備行営ニ於て武功又ハ常豪の作法あり方ニ雑ニ尽し

同六組の戦法有て其小備も此法ニ清して有之事

甲州旗本の士一隊隊なんハ前後ニて有一度ニ隊ニ始るも肉ニ而者の遅速ハ可有し先一旗本と組ニ附ハ前備別旗本の差也組備ハ旗本の二の見也故ニ此別ニて旗本直参の士多クハ別隊として前備とし組備と云事本府ニも大坂冬陣ニ法

馬廻ハ前備の如し 裏陣ニハ後備の如し 然れとも此等皆前備とし皆後備ともなるニ
てもなし 備立ハ敵合と地形とに因て前備の重き事もあり後備の重き事もあり
然ハ或ハ前備となり或ハ後備となる或ハ前備後備共に加り勤る事も有し畢竟若後備ハ
旗本組の別隊と知へし 是を前後備と称ての動作ハ後ニハ畢竟今云所ハ旗本

本組内或ハ前備或ハ脇備ニ出る事も有し十組ト云ハ両方ト加トヲ云也

大将一人の指揮ニよりて進退する諸士多くハ不足有 信玄の備 甲陽軍鑑下巻ニあれ共先鬼
中の比ハ大與なる近習にて百八十騎と本府ニ而大坂の陣ニハ 大中小の小将を以て二百騎ニハ
なかりし 信玄も大身なる旗本ハ 甲陽軍鑑下巻にあるか如し 近習も多く如くハ別隊にして
旗本の一隊ハ小将中之衆の類を以て是を事とし後ニ当時江戸の旗本の庭備として書院
番あり 大番御書院番とハ別隊として是を除て小将 新番小性人組花畑御徒衆の諸組
成一隊にして 圖之色其實を不知者の作なるへし 大將隊を不備しては戦法難用し又
新番衆集ニ信玄大近習六番と旗本一隊ニ立て其内を一二三段ニ指揮三段ニ備え
あり是又頗小細なる戦法なれもの ハ非凡旗頭を段にて分ケ 前ニ云通別隊のこと

前後備と称し一隊の内を小細にわける事ハ 然れとも又加藤清正の備とて其名あり九十二ケ条
の家中秋先手三段とし 旗本一段左右の備を立後備一段あり 是上方辺の軍法相当り如
しと云へ共 是も文禄ハ伏見ニて 佐久間か相傳せられ備色と云最も利も叶ず 甲州流
是も大きに違ふ事なし 唯其兵の雅しきハ甲州之されとも今甲州を学ふ者の ハ修り
小細なる事五十騎一備の内にも三段の備有の利ありと聞けハ必三段の備を設けるを思ふの誤
あり又是も小細なる嫌ハ法ハふへと云ハ上方まて 信長之十三段の備 姉川合戦に浅井家の三子
に至る 然れとも其の誤あり或ハ兵法ハ只八陣九数の本元を極むハ秘事と云て是を流まる
く 然るにハ今時出陣して何を勤め何をせんと云の実轍を考ふの誤あり故ニ兵法を妄く
是を學者ハ戦國治世の変化を知て当時我勤むる時節ニ當て兵法と云の組を事と云 是を
知んなる事甚く書し 猶其真理ハ述盡す可し

●第十一

一 組頭番頭一分の出立 軍器心得の事

當時ハ武芸ハ稽古をし 或ハ腰指を指し甲州ふくハ稽古等の沙汰なり 馬場

実儀寫き立幣の指物と小幡中城よりよく指た歟と軍鑑よあり然ハ士大将
先も見分に指物指ること無之候ハ陣の作事制ハ馬印ハ指ず郷の旌旗と者
し指物ハ人と違ひ小将ハ黒羅紗の旌旗と云ふ外ハ黒羅紗の旌旗と云ふ
旌程と縦の旌旗と云ふ外ハいまだ士大将の指ハ無之ハ士大将の指ハ無之
半し等馬験の半一本持せくも無半し但引馬を司る附ハ二本もてるし或ハ一本ハ組元ハ陣
一本ハ先陣退ハたく毛別集馬幟二本の用なり
し指ずくし組ハ元ハ出来指物ハ馬幟ハ不陣ハ指物ハて有し組の
当馬験二本あれハ一本ハ先ハ附く集れ一本ハ大将に附く陣退ハ二本割符ノ如く
手馬ハ直下立ハ二本割符の如くと云説あれ大将一本ハ副将ハ割符ノ如くと云ハあれ
あれハ引馬を持附のおし士大将の下に附組ハ馬幟二本
又大ハの下ハ附江戸まくの組ハ本陣にくの書ハの如きハ馬幟ハ不陣ハ指物ハて有し組の
元とも一指ハ多ハ無へ一或ハ又大ハなし組を扱ふなしハ同検の指ハ黒幟を持
せくもの如し又組ハ黄ハ自分の引陣ハ指ハ二本くも無半し別組ハの陣ハ
附
一隊ハ持の陣ハ自分の陣馬軍装等の半一
大書ハの如く一隊ハ持附ハ指ハこの書し組の陣指物ハ上ハ定ハ書し
小幟の有ハ又ハ我組と云の幟ハ有し陣ハ大書ハ一統同一指物ハて組ハ陣ハ遠ハ本目
人ハの幟ハ出幟ハ有しも陣ハ書院書ハ毎夜小将ハ加判衆ハ吹聲と如く陣ハ組ハ
色ハ違ハし指ハも陣の自分の陣馬或ハ与力ハの指物も定ハ有し上ハ定ハ自分の陣
笠有し一隊ハ持附ハ一隊の士の用ハく指物不ハ陣ハ等の如く陣ハ多ハ附ハ無ハ
て笠ハ本し陣ハ自分の陣馬或ハ与力の内ハも本使ハきハなしハ大指物ハハ
しきハ元ハ本ハと云別し或ハ本書下巻ハ五十騎一備の様と記ハ或ハ本書下巻ハ五十騎一備の様と記ハ子細ハ士大
将別武ハ有ハの如くも陣ハ無ハ一下知ハ陣ハ有ハ一備ハ必武ハ有ハ小陣ハ
二備ハ有ハ必武ハ有ハ小陣ハ士大将と一備充下知ハとあり雄ハの如くハ持陣指ハ自持

ちの笠を合く大将守護を乞申ハ小備よハ一等ら組元の役ハ一布ゟ一等ゟ重ゟ
二十疋の積ゟ役長柄三十本外ゟ士大将の長柄十本ゟ大ぶりもあれハ今く四十本と成と共
書要かゝよあり我ハ大将の如くよハ備笠重くよハふさを又先ゟの備笠の大身の半ハ
格別ゟ一隊共持乃ゟの半ハ外ゟ又組中一統の對の胄の前立抱成ハ對の長柄陰の
幟等と第ゟ定置へ成ハ第ゟ定ることも開出時多成場の幟有ますも准を按ゟ
ゟ程の抱ハ半悧く成外ゟ又ハ大く餘慶ゟ抱へ二番ゟハ改等ゟ平ゟの心得ゟ
組中の役笠出立ゟ組中の子第与力家来等出立心得の事
一組ゟの對抱ゟの抱よハ前ゟも述ゟ通ゟハ本藩ゟハ府ハ抱ゟよ絵を附ゟよゟ其
人く等ゟ之ゟハ一統ゟ金小旗の抱ゟ外の附ハ一組ゟの出方の色様等ゟ有へき
出方に役ゟを附ゟ其ゟハ人ゟの志気し雑ゟ成伝ゟ人ゟの幟ゟ抱へ
等の品附ゟのう等ゟし又役長柄等ハ一統の定ゟりてゟの抱ゟ對の抱ゟ幟ゟ有ゟ
組中へ被除して有へき等ゟ役目限ゟもゟ通ゟ幕ゟ

役笠を持者の出立人ゟ等ゟ第ゟ二番ゟ有ゟ等ゟし役旗ゟハ抱ゟ
第ゟ二の笠成ゟ幟の心掛ゟし成ハ組中の子第ゟハ二番ゟ
出立と云ゟ哉ゟ幸藩大坂陣の時ゟ子の年百四五十人ゟも有へきものハ自分の抱ゟ
きものハ自分の抱ゟ(馬)ゟ二疋ゟ(ゟ)ゟ成ハ与力も有へきゟ
時ハ人等親ゟ同事の出立ゟ成ゟハ二番ゟ笠ゟ別ゟ
組の内ゟゟ小次成ゟ成ハ役笠ゟ抱ゟの士ハ少ゟ抱ゟ
一ゟの對抱ゟと云ゟ先ゟ廣間ゟ集ゟ手料備等ゟ等ハ中縣ゟの内ゟゟも役人ゟ対
抱ゟ等ゟ辞ゟ自分の抱ゟを抱ゟことゟ有ゟ少ゟ不遠ゟ
抱ゟの士ハ對抱ゟの内ゟ少ゟ

第十二

一武士勤ゟ不頭成ゟ勤ゟの本意ハ我ゟの風俗ゟ知ゟ治ゟの法ゟも
有ゟ迷ゟ通ゟ我ゟの風俗ゟ知ゟ治ゟの勤ゟ本意ゟ
本意ゟ非ゟ我ゟ甚ゟ勇俠戦功ゟ顕ゟ甚ゟ量ゟ
知ゟ治世ゟ人ゟ座席の礼容

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

のことを懇切を本意と思ふハ當時の非を本元我知ら當時の矩とすべきこと候ハ當時治
世すしと乱我不思たよく旅行ホの時家下人不足ぞれハ雇者我百姓と半を懇ふ天
下皆如此源事ハ雇者ニ有振なし家下人さへ當時の風俗ハ心ニ不得是ニ軍用
懇ふへしや我りとく其用生我程の下人ハ常と不持し難し故ニ百姓を連て出るに暫ハ
事ハ不懇其百姓とても當時ハ諸国ニ多くハ士と百姓と分れたり故ニ其郡方を司れ
役人と示候し半の酒粮ニ下有半こそ外戦陣の重きハ軍食と先文逸のゝ曾乃
外こ此の半を其役人と示候し事を一懇こ此半を分別なるハ既者とハ難云ハ此今
ホ御ニ成者も無理ニ江戸ニ又ハ他国使を勤我者ニハ不下有此事を分別すべし故ニ戦国の
士ハ才一ニ守之こ治国といふ其矩を存く無理所以得有へしそれの半も同ならこ治
国ニなれ候へき限りハ用意ハ何ゆあたく自分の用意に不役半ハ其役人くの前くへ示候
一懇こそ役人たれ者も今世心得有らの稀ゆへしこそ境ニ立て事を辨ぜれハ本事必ずけ
なき者の云候ならこ事と心ニ穿鑿したる者の云候なられとハ半に源と大ニ違ふ

其外の半とハ一役ニ不及の類たとへハ普請方仕事方ホ都ゆ他の役人と立会の事を云

譬ハ武貞假ニ云 新屋敷を求て大工ニ家我造らせれこ此方ハ問ましと此方ハ表ニ此方ハ積ましたへ
し何百坪計家作すべし好ゆハ大工合点しと有候ハ積り費用材木そのホ小細のもとを
法とれるハ大工の委く事我云ふるに本洞ニ於れを前方仕事の了簡もなく大工に向て其家
を造ると計そハたとひ事洞ふ大遅ゆれへし此ハそ論ゆ大概半を分別して直けハそ
ニ除く諸役人を命くへ云候なられ時半とひ其役人不案内ニても存ニ云れ大工に家を誂ゆるて
そ大概我好ゆハ半の早く懇ふの如くおのつから早く埒明へきこ故ニ戦国の風俗をんく
治国の矩とすべし

附

戦国ハ諸士已の領分ニ居り治国ハ多くハ国府ニ居れ我ハ今戦国の風残る国も有
戦国ハ諸士地方ニ在て常ハ耕作我なさしゆ戦陣の時ハ其馬ニ乗鞍直て出下人も其百
姓我連て出れ先軍役勤易し當時ハ江戸にても小身の方ハ御城下にあり旗本方領分
定りて有もあり御蔵米にてこそもあり旗本も多くハ花麗ニ流て武備ニハ跡き根子
なり又国方ハ百姓と士と分れて多く蔵米をんて渡し悉城下に聚り居或ハ常に江

なる者と共所より収納方の役人のごとき者あれば或は陸奥薩摩或は長州毛利邸の如き小身の士よりも多くは下屋敷（代々住む）の傍らに小屋を建て城下（代々住む）の者を勤むるなり其の風の不可多一軍戦の用を弁ずるは地方に住して耕作の者より馬を持（其）百姓を下人の如く召使ひ（江戸金沢其外）よきこと嘗時多くは城下に集居る故小身者は雑使をもなさゞるなどの風なり（武田家の如きは大身ばかり）小身ばかりにて百姓と共に耕作をなすなり

猪士下人ともに其不持の程の事

戦国侍士の下人となるは地方にて知行六貫七貫八貫五貫の者は小身にて軍戦の用を弁ずるなり出給一人馬揃一人を身と上下三人ずつ

（此貫知行は国々ニテ違ヘ其内皆我領分の百姓なり）

ようの石連れ下人は少なり上下三人の外百姓の一二人も連れ荷物をもたせ（此貫ト知行ハ同シ別辺ハ百貫ノ地ハ四平均ノ知行二千石ニモアルベシ甲州信州辺ノ百貫ノ地ハ四平均ノ知行三百石ホトニアルベシ）

右ニ名六七八貫トハ甲信ノ小身ノ士ニヨツテ然ハ六貫トハ草高十八石ホト七貫トハ草高ホト一石ホトハ貫トハ同シ

如此ノ小身モ田畠竹木野草山河ニ至ルマデ領セル地ノ有所得餘リ有ルヲ以テ當時四平均ノ知行百石取ヨリハ増シ所モアルベシ

馬よ赤汗になるも勤む風俗の事

石合持もあり或は三百石位にて馬を持一騎の侍を抱ふる者も有（き）ゆえ下人も多く連れ荷物をも持（ち）ゆえ（是ハ居ヤシキノ外ニ野屋敷畑地ノ渡シ置テ作ル草等ノ事ナリ）

不持ものゝ事

馬を持ざる小身の侍雇着おゝし（猪代を石俵ほい者中間ハ）

猪代の風俗小身の様かわれとも若党ハ分にて新参一季居の者を使ふと見へたり其中より如何又出ようよりて三百石位にては必馬を持一騎の侍ありて四平百石より三平百石位迄ハ皆馬を持ものゝ風俗なり

至を合力あたへ陣中にて馬を持ものゝ為ありとの事

馬ありても道しるなきには及ず小身者の幸と馬を持ものゝ別

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

しむべきにハ其料を以て主人に多く馬を持ち其の稽古ホをなさしむる事又ハ百姓附をな
して小身者にハ馬を持ち百姓を組合せ常にもおくし其智りしむる事又開発時ハ郡方
の役人より必馬を吾郡渡せ様の仕直あれハ此事に其馬に別或ハ馬を渡せ事或ハ馬を
減ぜ事も難付様子役人何のかの事也し其内ハ小身者も常に馬を持の風俗に成む小身者
にも馬を持せ様の事中にてハ其耳目を恐しむる様に馬を仕立るそハなく常ハ荷物をも
自或ハ薪ホをも自ら取おもも用ひ或ハ乗鞍を直て責減て諸士馬術を知様にせ事
と云江戸ホの如く花麗に流てハ實用薄く成馬も一持人も正持様に成行し畢竟士農
常ハ別せしても別せて難付矩あり是ホの事を知て其役人との示談に有事に少しも身代
よき士ハ當時役恐を出せの定め江戸を始め諸家も通し我も弓張砲を持出しても
其業を不知者ハ用に不立し戦国と云へ其信玄の定書にも向後弓張砲不暇練の族
百姓にしき事とあれハ吟味ありと見たり故に役恐を出し身代の者ハ下々にも
心得可有事し或ハ又武具を所持せる矩も可有し只人の耳目を驚せ計にハ非ず其身

代に依て多くの矩あり我一分の出立或ハ役恐を考へ積て百連を下人の程を思ひ定め
て可入程の心得成へしなり其用意の心掛も無ハ論せ様に不及分限に語て多く所
持せ様も又過し當時ハ無用の恐に今程を費し事多し武備整ひて服装の乏きハ
不可笑服装多くして武備の不整ハ甚本意に非せ頭たるものに急度可簡せへき
事也我も人情を雑止らの事信玄元亀年中の定にも向後陣中へ振舞道具持来
の事堅く禁制武具ハいり程も結構ハ有忠ありとあれハ信玄もかき時ハいそかしく其
事ハ不及といへども後ハ陣も稀く成によりて其事曖に及ぶと見たり更さへあれハ
當時の事に及んでハ人を制せへき次さへ武備らとく服装を備るの風俗と成て
旅行に具足櫃を持せ様といへ其實用を先ふて形計と成り如事ハ其本意に難付平
生百姓下人たとひ身代に至て多く所持せ様も心寄なくてハ皆徒事に少く所持し
ても心よせ有て持者ハ又格別なるらん此所を知ものあれ

第十三

一諸士當所守禦古今の例本元我この知事

上古天下一統の時ハ諸国の武士をかゝ巴門を堅めしむ左右馬尤右等等是ハ尤右近
衛府を定め或ハ北面瀬口内令人帯刀等皆ニ守りたるし朝廷の天下一統を給ふ及
ても巴十八箇所の篝ホ様直ニ京都を守ると其の所ニ皆非常様禁裏の番し京都将
軍家の例ハ云傳教事なし近世ニ及んで諸士の番様勤る或ハ千府ニ在て城館を守る
江戸の如し或ハ巴境様守給ハ甲列家の領分を守り其餘ハ甲府ニ在て居館を守り如し
今も是ハ此風あり長州毛利家ハ大身なる者ハ領分巴境ニ分て守り小身者も我領分ニ
居て當番のみ萩ニ出て勤め又領分へ海居給ふ或ハ周防の山口ニ出分ハ勤番をなすと
本藩にも小松城附の諸士もあり越中奥津ニ在住の士もあり其の風俗所ニ多し
尾州も名古屋ならびに非を大山にも在住の士あり是治乱の遠なきに似て其遠ニ所ハ
陣繁き時元ハ出陣の時跡の守りを堅ふせしめ平生の勤仕ハ薄しと諸士を休息せし
む治世ハ諸士外ニ勤る所なきにより勤番を不急なさしむる様ニ又諸家深川ハ勤る
の士の休息所ニ有とし毛利家又ハ森山内家の如きハ諸士組切ニ代りて江戸を勤め一年

ニ交代して海国の後一年我領分ニ在て休息し一年の内入を使物し償ふと云二條大坂
浜河口城番も其又小身成家中休息もなしとし戦国の風俗ハ守備たる
時あり治国も亦準之事也

附

甲府（陽武田家御）居館番所の事

信玄ハ無城して館の守りたる當時よりハ少き筈と結構なるに焼火の間の三の間ニ
當番の近習大臣たる同心の間ニ諸浪人元出仕の用なとハ同一の間ニ祇候の近習組
臣様始めとあり當番の外出仕等の時伺公の近習し又御守殿一の間ニ譜代の士大将
二の間ニ先方の士大将三の間ニ近習の番臣巴の間ニ足軽大将元とあり是ニ諸所と見へ
たるし又御弓の番所巻藁の間ニ曽根内匠武蔵大臣三枝勘解由三人の組の馬
乗番様勤給ハ別ニ組の足軽三所の門様勤給とありて外ニ番所の沙法なし或ハ嗣君
或ハ廣武等ハ捨れしの役人ありて番様勤むるかハ出巴しく用の時出て勤と見る
是戦国陣繁きたるに毎近習の外ハ皆在巴也見たるし

当時治世番衆員数の事

東都諸門ハ足軽一組ツヽ守護し士番衆ハ御書院番御小性組ハ御本丸大番ハ西丸徒衆ハ
遠侍ニ勤む御次ニ番衆多く成て近代ニ至て新番桐の間御廊下番なとの名目も出
来たりハ殿中の間々に候て或ハ御近習番御次番なとの出来も是し様れ御近習番
御次番なとハ王家の内舎人の如く御近習衛をし桐間御廊下或ハ焼火の番ハ王家
の滝口の如し是ハ勤の様子ニ依て替りあり故ニ時ニより有之不同し御書院番の勤
お前を組ニ属せ与力同心ハ則御本丸玄関前の御門御守護も王家の衛府の如
し今ハ風俗法式ニ移し城内の番衆夥しくあり郡主の事ハ不及言守護衆一二ヶ所
のことし大国の主と云ハ陸奥薩摩長門等ハ戦国の餘風ニ近く府ニ勤る士ハ僅に
本藩の如きハ悉城下に集て勤る番衆も多きし今ニ云ふ人ハ三丸を勤る士ハ
王家の左右馬府ニ似たり上古ハ是を外衛と云又機を守る士ハ左右兵衛府ニ似たり
上古ハ中衛と云二丸ニ勤る小将ハ近衛府ニ似たり是も常ニ御本丸を勤るハ当時の専務

（朱）御等の諸番皆御本丸御殿ノ内ニ向々ニ役ヲ
（朱）本丸ハ城の根本守成の極し太将常に本城ニ居て之を通し君常に二丸ニ居て本丸番人ありたり
（朱）なれ本丸の番人ハ番人ニ任御し戦国城をたて出しおとし云事多くハ本丸を元事し

二の有事し之ハ下々士番衆多き事東都ハ其も甚き程し番衆甚多なれハ勤番の士外
く却て守り薄きに似たり其後二の有事と或ハ江戸詰其番衆の内より風立と云十
人并江戸中を不絶守り非常を防む本藩にても春ハ風立りあり又ハ小将組の士御留守
中ハ町中昼夜巡し王朝ニ検非違使等あれ共是ハ様子遠ひたる事と往古諸列の
武士京都の番ニ上りたる也応仁以後其事止み畢れ也

頭と組と勤衆同異得失の事

信玄居舘の番も組と頭と一所ニ一組切ニ勤めし当時江戸も是を通し故ニ今小将組ハ十番
の也御書院番大番ハ所々在番の跡ハ組宛藩へ之を在番の前後日々宛の休息を
充大形六番と是ハ四番ニ番の事もありと云皆頭と組と同事ニ勤ると然ハ一組五十人
なれハ其内ハ五人宛二代りして勤の夜ハ五十人之れ宛番ハ甚く夜の守りを
専とし頭と組と一所ニ勤さハ何事ありても事細く委き親しくあり又五法の
堂ありても頭と一所ニ勤るハ是非も怯むし本藩にても昔の風残りたるハ御小将組と

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

番頭と一所ニ勤ル法用の辨しれ番所の書付ニ有別の事多し組頭の組と一所ニ不勤ハ
前ニも有通番頭より後ニ組頭出来たるゆへ也且江戸とハ違ひ国方ニてハ組頭ニ兼役
等も有也ハ別ニ勤ても可也然也ハ諸組ニ必番頭ありて組と一所ニ番頭勤ル宿番て
人多クある可き事也只大なとの宿番ハ老事多し又其頭ニ勤ル番人も勤るへき事ハ
あり但番所作ニ数多にてハなし此事も無なれハ番頭なくとも其組の内ニても支配
なれ共皆々其番の事を司るニ有る以代々其頭の分別ニ寄り粗き
全体に其事時ハ其分ありて頭立のなき番にてハ差支あるも様全体ニ有事也

第十七
一 頭と組と親疎の事

親きハ狎易し疎きハ本意を失ふ大番頭と組頭とハ一間を隔て對面組の姓名を云故ハ
云ぬ時ニてハ疎き故ひたる計ニて真實の和ハ有へからん於本藩 徹妙公御代小将頭る也
頭へ役料あるとも時御帳ニ組の者をハ毎度呼出食ニても振廻親しう世話ハ組の者
も志しき近如然と如も一人の同料あるも年との事也と云然ニ今の風俗ハ江戸ニても無く

組頭と呼と出きとい入たる度布上下ニ着用し其後様表ニして料理を出し養遊渉
と其家を立ニ故ゆへ其ニてハ和の不足なし親むとハ礼ハ組頭と一所ニ番を勤る
とも我ら其頭なる也と云か如くニ有るハ親を有へき様なし其様を合点するハ其常人の
境界に此也ハ今更云ニ不及と然共跡々ハ諸組の其頭を不知様なし隠聞なとにて其
其頭親ありと思ふハおほやけならん表合見聞の外よりしハ密に関所あるハ其人不に
引合せ難其様知へし然ハ常に諸くしてハ人不難知るも其不しくして常に親しく交り
然るさハおのつから組頭も其事をなす程の事ハ不出る古賢の教ハ今更云に不及當時
と見る江戸詰中なとハ其風俗色々あり其大家中なと又小家中ハ風俗一統也是
其所ニ親を訓くよしもあしくもおのつから同風也関東者上方へ行ても久敷住めハ不教
不学しても上方風俗ニ成上方者関東へ行ても其如し近く本藩を以て云ハ諸士組々の
風俗あり役人ハ其役々の風俗あり是も先例ニ訓くハおのつから其風俗得るもの也ハ
不教とも訓ずして法る事古記ニ云ル麻中の蓬と云か如く正直の頭ニ親しミ訓する組頭
ハ

ふ教して風俗改革の端と成へし然とも今世の以多くハ正ハ威を示すものゝ事しと組成ハ
自ら疎く如し傳ふ所ハ楠正成の家中おのつから忠直しと正成初めハ小身に三ヶ国を始て中一年
にして戦死せりしを給ふて新宗者もおのつから忠直を思ふとし又近代真田氏ハ慶長二年
関原の後父安房守と共に征夷九土山へ流罪し成於九土山安房守卒去ハ其婦於御民
に親ミあり十九年大坂へ籠城の時九土山の百姓等二十人計供し其後を止む是大正終に理
年五月七日左衛門と共に一人も不残戦死をとし又近くハ木曽庵助ハ人を撰て同志を以て
本意を達し是一人の親交に信ふ所人の風を改革し是ハ是ことあらんに成者
是心得有へき事也

附

組の所勤務にて其の法から親疎あれ事

若にも云通其勤所ハ組と一致なれハ先志たしミあり然ハ形容ありつゝ其實
にあらされハ却て悪し組と勤る所別となれハ本より疎し然ハ是を其志に
信ふ親ミの理を知へし江戸にて番衆と組と一致に勤番と以て其餘り親ミもなしと云御近
習番にハ一致して勤務と云是近仕の所とて但主君に近仕の形ハ一致の如くなれ自心ハ却て
疎く互に他を超て秀ん事をのゝ思ふ是又治乱たに凡人の常情に外抑に勤仕の者ハ
此の推挙によれハ心伏しく其下知を関といへり此事場の指引を知て人心の苦悪
親疎の是非我知ハ其武者ノ務たるへし

頭武者兼役の事

甲州にてハ當座の役ハ有たれハ常に兼役の事ふ見是番我組成と一所に勤務なし餐意
等の時指引なしとを勤るハ則其組の近習番を勤務所當座役に江戸にても以の兼役ハ有
き事に是も當座役ハ有に當時於諸家兼役多き祥に本藩にても組成の兼役多
し然れ小将以上ハ少し馬廻所ハ兼役あり是馬廻所ハ士大将の方へ近き所とても江
戸の如く兼役なしにハ西方にてハこの雑成なれハ一有兼役に甲州にて近習番の兼役
我考ふに本藩の小将所の如く成ものなれハ無く答し然に於武家ハ武役を當職とし
て文職ハ兼役とも文職の方ふ得ずにて其兼役を除く事ありても指れハ指當ハ

不迷惑指ス様ヲ預ク若シ此ノ挙ニ於テ功ノ有ル者ハ

如キ又ハ藩ノ小将若クハ御小将御書院ノ類ヨリ出ル如キ一定役ハ勿論ノ事ニシテ

文武ノ兼當ハ強ヒテ兼役ニ及ハス理シ當兵役ハ文武ノ兼役ニシテ

モ兼役ヨリ通ス方ニ文役ノ分ハ兼役トシテモ

役ヲ教ヘテ本番ト合戦ノ類ヒ趣ク備役ヲ勤ムル

役等ヲ始メ當職ヲ勤ル非番ノ時ハ同組ト共ニ

ノ辨ヘ前書下巻下九ヲ勤ムヘキ事ト

通非番ノ者ハ必ス働アラシムルノ教ヘ武ヲ

ヲ備ヘ働ヲナス當番ノ時ハモ勤ル役ヲナス

ノ士下四ハ自身ノ働ハナキ事ヒ前書下巻ヲ熟読

シ自分ノ働ヲ考ヘ陣ニ役ヲ指ヲモ主ニ

テ進退ヲ考ヘ或ハ殿ヲ進ミテ後ヲ通ヒ

藩士ヨリモ射ヲ放ハモ藏ヲ奪ヒ

附士卒ヲ下知シテ射ヲ放ツ事ヲ指ヨヘキ

ニ於テ組中ノ歩若ハ小者中間ヒ常ニ

ノ時必ス事ノ仕法出来ルヘキ事ヲ

組ノ自身ノ働ヲ能ク考ヘ下ノ族人ニ下知指引ヲ

合戦ノ方ヲ指ス役ニ有リ敵ヲ討取リ

組ノ働ヲ指ス事ヲ常ニ心掛ケ

事ニ到来ニ於テハ組ノ軍ノ勝負ヲ必定ヨリ

一番頭武者武功心得ノ事

抱ノ者ハ自身ノ働ハナキ事ヒ前書下巻ヲ熟読

シ自分ノ働ヲ考ヘ陣ニ役ヲ指ヲモ主ニ

テ進退ヲ考ヘ或ハ殿ヲ進ミテ後ヲ通ヒ

藩士ヨリモ射ヲ放ハモ藏ヲ奪ヒ

附士卒ヲ下知シテ射ヲ放ツ事ヲ指ヨヘキ

ニ於テ組中ノ歩若ハ小者中間ヒ常ニ

ノ時必ス事ノ仕法出来ルヘキ事ヲ

組ノ自身ノ働ヲ能ク考ヘ下ノ族人ニ下知指引ヲ

合戦ノ方ヲ指ス役ニ有リ敵ヲ討取リ

組ノ働ヲ指ス事ヲ常ニ心掛ケ

事ニ到来ニ於テハ組ノ軍ノ勝負ヲ必定ヨリ

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

能の知恩義を別て常に行ふべくも云ひ半より抱えを入佞半法なる不肖武士の
擬ふる遠言乱を嫌ひ僧童婦人貧者は過ぐるなくよき
言那道の人と親む（ゝ）ん告語曰友（トシ）直友諒友多聞（ラトシ）益（ヤリ）矣友便辟（ヲトシ）友善柔（ヲトスルハ）友便
侫（ヲ）損（ヤリ）矣と古も今も亦然し毛利徹（ヒ）骨髄（ニ）蔵（メ）肝肺（ニ）て忝くも思半と有る毛を常と
能云ふ（ゝ）しとし又組下の士気ハ一心不乱な忠功と心掛戦の時大小の武功法は直能
下知ハ士三ケ條ハ一は敵の矢玉鉄砲未ハ頭分討死或ハ手負如當仕（ん）後より改て走り
有ハ臆病のふし二は先へ進（ん）とし肯軍法（ケ）二町も出ぬハ必ず抜士と敵法ハ近寄（ら）毛ハ
當時の華流（ヤリ）言葉の血気の勇しふく猛者しと三は人討死ハ愚癡馬鹿傑者（ケナゲ）
十三ツ廿四ツ太鼓と同く全く衆儀一味の道理をふく（ゝ）て働と云同をとあり毛皆敵
戦の初し又陰場七段の働の下知云同せそ外時よ臆くく裏切と顕（ハ）或ハ進退と
毛法度を不ハ云理より（ら）ん（ヒ）とそ打（ク）とそたるのミならハ下知ふ在ものしそ利外法と不
知武者と雖（ども）弱の米銀とそ賞ハ大坂夏陣より春七日御先を立（ん）とする

弱の米銀の賞ハ大坂の敵ハ皆集り惣なれハ相よふ定とのふく当一
毛へ向よハ大軍とも大国ハ武功の士し伝も情代出しふく討くほねおれとふく
それハ名字迄ふく敵を切崩をとふく云利休流とふハ名代討死ハ多くあり況大敵
味方の惣よ代見切くの上よあふくされハ弱の米銀も不平しそ見切ハ軍法のおゝ
ふハ表に雑通（書尽シ力ノ字ナシ）泄といへ共心ふそ組元を侍ふて云理よ法ふ計そ心服なり
弱の米銀とふくそ理を法ふ法ふ休して働をなを半ありと知（き）事と

頭武者自身の働の事

武者ふ通自身の働ハ二ツとい（ゝ）へ共又惣よふ敵の一座す事ハ討ふくハ大
将といへ共自身陰武者ふく敵代実所半あり毛一通の武功の浅きふハふのみを指
一人法度破れ時ハ万辛苦破れ禁とといへ共人よ下知をそ月に敵の色をや違よ
ふ大将となふく改ふとなく自身の働代なそハ惣ふく戦場の大
要たれ代ふく戦陣半一の働として法よ一人の武名諸よ感状を賜ふ

馬場安濃久敷度の働と為賞等も亦大方にふうんなる合戦也元亀元年四月
冬列卿国の出張押治攻落る城主菅沼新八郎嫡孫山縣治世もこの如き
武勇至在軍一番よ人を討慶安并ニ山縣よの如くの
ものあり自身の働なを味方も皆よく我神を組んへ働進むの心もあり
境我新八武功の次ニ一番ニ参軽を取し故ニ治世もこの如き
頭武者備打首大よ動ニ心ハ六ツ打ニ同ニ一番
備立の場ニ引列ニ一組の目券度の事備と雖も
備立の場ニ引列ニ抜者ニ後の働法或ハ先立働法役ニ出ニの抜ニ小荷駄奉行
の法ニ違なき抜ニ陣ニ至ニ小屋配ニ制法或ハ先立働法役ニ出ニの抜ニ小荷駄奉行
配分の抜ニ於ニ中合戦ニ追合進退の教實備ニ於ニ士働討捕の實体等ニ武者の知ニ者ニ
知ニ加ニ実ニ無ニ我得の事ニ於ニ他の役人の者と相談ニて抜ニ事
ニ有ニ寄ニ事ニ於ニ伺ニ抜ニ定陣取ニ布場ニ考ニ備場ニ或ハ合戦場ニ於ニ
人大小共ニ心安ニ敵定ニ附ニ弓矢の使者ニ武者ニ三河雑兵ニ持槍ニ於ニ立
定陣大将ニ黄ニ母衣人ニ物見ニ陣取場ニ備場ニ合戦場ニ見定ニ事ニ又敵ニ武
変走ニ手ニ成切の心操厚薄ニ撰ニ事ニ附物ニ我下の元ニ後ニ立掛ニ敵ニ組ニ
別ニ抜ニ働自身の働ニ制ニ附物ニ於ニ清光の事ニ合ニ三ニ取ニ有ニ是ニ合ニ考ニ
六ニ於ニの用ニ事ニ六ニ於ニ方ニ事ニ下知ニ於ニと云ニ事ニ
ニ於ニ故ニ場ニ於ニ定ニ事ニ於ニ抜ニ陣ニ一定ニ於ニ於ニ武者ニ於ニ事ニ
心得ニ於ニ

頭武者備打首常変の組ニ成ニ知ニ事ニ
在ニ云通なれ備立備ニの配ニ於ニ薄ニ於ニ敵ニ於ニ抜ニ於ニ利ニ於ニ列
ニ備置ニ事ニ於ニ陣取ニ廣狭山野ニ於ニ抜ニ於ニ変ニ於ニ
或ハ物見或ハ走ニ抜ニ限ニ於ニ知ニ於ニ於ニ抜ニ於ニ事ニ於ニ
大将近ニ於ニ於ニ抜ニ於ニ抜ニ於ニ於ニ抜ニ於ニ於ニ抜ニ於ニ
常法ニ働ニ於ニ吾忍或ハ武篇ニ制ニ或ハ武功物見ニ於ニ於ニ於ニ於ニ

直武貞が足史抄畧解私解等ニ註ストイヘ氏

増ハ水鼻ノ仰せし足史抄に述る事能精しきされは兵法の一道を知るにあり然れとハ
なくとも當時ハ治世なれハ諸士戦陣のさまを知らす百年太平なり出陣の期に至るハ
渾轍を失ふへし此時にたれもの上の下知を待んと思ふとも上ハ指一本にて兆も事繁き
折柄何ル事中く調るまし又何程む（き）役も有へからん故に戦場の士の抽別たる
ときハ進退しく治めにハ指んて武者一通りの有増を探りおく心定をなし下知と如へき
滞れまと心掛る事指南くの忠功ふなるそ治に乱をふ忘ハ武の故實し

一 下知を調ふれハ武功といへとも古實に拒る事

此武者といへ共自身の働に依く組頭も許さぬ者と精をおとすになる事もあり加藤
天正十二年城中島城の役を寺夜山形兵庫馬上にて組頭に向ていひけるとハ云なり
明日ハ相ん手前下知を能たく働りれへしと云組の内就る清九郎云常くハ我れハ下知
無れへし開き敵来て働なをハ人の言を待くハあらぬものそしは我ホハ此下知を受
まふ及一番に乗出下と云ふまより己々事にハ及と残る者尤見極くて夜ハ陳たり

翌日の合戦の路枝き一端其の所そ如案九郎一番に進む二番に兵庫し敵を崩く
九郎ハ戦死をとけれより兵庫一番乗と成先手の御あれれ兵庫ハ助九郎を廣言よ
同くし其廣言ハ早く助合く戦死ハ有まじきものとて其時悔しとし又永禄五
年春信玄武州松山の城を攻時甘利左馬同心米倉丹後か嫡子彦次郎鉄砲ニ
腹を後へ打抜き胴の内へ血入て腹くだして既に死せんとさるに芦毛馬の糞を水に
たてし呑ハ血を下すと云てあたへしに彦次郎申ハ命ありて後へ打ぬかれ助かへきにあらん
たに有を命惜みて牛馬の糞を呑たると云れてハ武名をけかさんく骸の上の恥とそその
まんき而へ左馬申さく十にハ流石に穢き彦次郎申ともそれ事を申ものか加様の深手を
合戦助りとも若よき事もあれハ主の御用にもたゝしと云心掛士ハ何程も武士ハ命を
全くして高名を極むよそ馬の糞を立たる水を左馬助先て二口のミ一段味よしと褒
てまつりし彦次郎にあたふ其とき彦次郎飲みハ胴の血一桶程下り其深手平愈し
甘利左馬助時二十九歳又彦次郎ニおとらぬ名誉の人なりと諸人感じ誉く甘利か下の

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

同心被官浪抜流し訓諫に是非信ずる同じく一人の善をは秘して悪と欲をあり
時は武功を遂ぐる士は我手足の如く働きなどしたる事は其の志實ありの其事は
衆を励ませば形を作り其外に此を是非の論は後も有りと念を以て大不忠に
か見れば其れ及ぶる者志實を作らせば組下の我意をなせる者も却て心伏すべき事に

第十六
一　勲して號ぶ武者人不の事

主君の人を目利して其志を以て取立る事は一つ人の心にて其れは主の心にての
事し或は云ふは出る人不を云　事書上巻に信ずる者を云ふ令人を連ねて一つ事を集るも
法尊あり常に何にも付くも同じ事近者には不足中善悪或は手者の親兄
弟の類に付けて多く同じ事を信ずるの法に任せ共れは我取立の法にて
信ずるの法其言は人の知恵を識り又は親に孝不孝を存知る者に同じ事し法
に位中付有者は士人なる中間に人なりとも何も一旗の次第しけれ者を何役者
にも位付たる事なり但忠に忠功の人の子なとの法に立て有るは武意巻に

あれ其の者に指副然るに殊更に令旅武士の作法のことくを者知る人者に十人が中に
一人もなきなり其人のなき人も役者に於ては事も有る事しとあり治世にも名将の人を
見立る事は吟味し我は我が何役の器を以て挙ぐる事と心を定め其忠に忠功を盡さば乃
我が方の當然なり又事書上巻に士歩者無別人の如くに旅侍に人士役に不同として云ふ士
和君の士は心にたとして人を用ひ正しき筋を合せて寛にせす二に實は士是を律
義人ともよく心に誠ありて常に遠慮あり首尾不合の事を嫌ひ邪を知り平卿もなし三に
忠不忠の人を正して能知得我心に忠孝の志あるより人の事を正しく知る四に親
疎をよく考しもとに不付し世によく近く兵者に生れ付たる士千万人に勝れたる大剛の
言葉有れ権高く外の事にても武名に於ては恥辱を思ひしきと思ふ程悪敷思ひて言葉にも
法をよく背かぬなりし五に勝ぐれたる人柄もよく志も慇懃にて心奇麗にして貪
りたれ心なき者心中あるもの大き成るを栖むることとありて又は略して記す人と云ふ
命を守れば必下の者も上を心得れば無れなく大小の事に人よく知る大将の将

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

よしとあり然ハ其たる者の風俗ハおのつから其下の組衆ニ教ハして模れなれハ其人品等
能く主より挙られたる者也ハ必心得あるよしき事也殊治世ニして八其功の顕る事な
し尊前ニ云先祖の忠義の筋目抔ニ依て任ぜらるる者多かるへし故ニ古家を尊ひて八主の
用ニ立し戦場の古風を知り人品武功を嗜む組衆ニ及ぶ抔て知し

附り
頭武者と於くハ其組の人品抔ニ而知事

君より組の者の人品等に尋ニ知と云事ハなき事也人の目利をする事ハ中々一役ニより上ハ
ニ見し我心ニ似寄たる者をよきと思ふハ人情の然し而其中ハ事高尚にして聖賢ニ非ざるハ
人の目利も難成ると云ニハ戦場治世共に当役ニ等と云付て組の内人品の人而し或ハ文
当役の惣き事をお勤くも用を辨ずる撫様ニ用く其人の才智を知事も甲州流の詮
水寺抱様ニ人ニ生れ付る者多あれとも見抜ぬ事ありニ別有者を佞人と見へ遠意
の深き者を臆病と見へかさねたるを兵と見へ其大きニ誤しニ別あるもの十抔も致して
三ツ中ニ至意深き者ハ後見を踏へ常に其大事に至る仁義勝負を付る事あれハ必出来

理なれハ実否抔にく於より常に妻子の思案と前方て於て足抔ニ見知して臆病
者と見ゆる者ハ未練なるんかさんたる者ハ右の裏ニて分別も遠慮もなく物ニ自然の時
儀ニ妻子共の事を思出し家朋十ニ分ニなしとあり又分別と才覚ハ違ふとし有分別而
無才覚者もあり有才覚而無分別者もあり分別ハ心ニして才覚ハ気のきいたる事
分別者ハ酔度稀し才覚計るハ誤り多し分別と才覚と相応するハよし其意さへあれハ
分別者になれ是才覚も後ハ遠慮分別才覚の三ツ相和たれハ何事も働と信玄ニ作と乗く
あり又禅策巻ニ人との得物と見ゆくはじ子とありて心別なれハ義理深し義理深
きれハ行儀よし行儀よけれハ時ニ当て色抔好ミ遊山なと有ても人の恨ミる事なく
とあり是共の道を治世の準拠と是くへきなれハよの云人と云ものも有難しと指
別さんこの見事なれ唯見損る八国のさつ也なれハ戦場の書抔ハ粗出ること

一 治国風俗を知る我組下抔政事も其武者の心得に在事

治世久しけれハ諸士武事を忘るる事多し禅策巻ニ上杉定實憲政の家衰く憲政讒

の大身ハ少なくとも又なきにより敵對する者有りし万年ありとも此世乱ん事難し
とて遊山乱舞知音連歌華奢風流に模様とも折上り又も此ごろぎりしやう
ぎり松ぎり藤ぎり桜ぎりとて三人の白拍子あり此下にいたゆけ美人志ほさと
美人なりとて七八人もあり喜同の付合にハ動異をなすとて事性を用とし小謡我
一ツうたはれ様とも因こそハ日こ夜こに乱舞の無行右白拍子我集て酒盛をなし
て風俗を乱し此ゝ小條氏康の出馬そ上杉家をふるしたまゝ此間近江井俣鑒ゟ
如き心掛の人我あしく云なれ風俗とあり又今川氏真の事にても武原を元
先ひ厩の別當の小身成三田村と云者茶碗一ツ我三千貫に買ひ家を諸人手柄と云
三田村茶碗と名付先我買ハ七八度の種を仕るよりハ手柄と云ハ茶湯を帯しるなし
其如此殊にハ武田家にて武原を心掛者ハ皆武田家へ通ずれ又小條氏康の事中
そ若手の者ハ老功の人に先ハさまよしきと仕る老功の人ハ若手を養立て働かせ
何様踏留たれ手柄をなすべきと思ふハ自漫あれ様なれ其若者我元立る又若者ハ心に

強ひ我家を其年増我執して中々見事関事成候不及言語其上に歌をよこ花車風流
なれ事ハ有ても其武原の本意我立て漫なれ事れしと云とあり前にも云通り播
州辺ハ人不慥弱にして武成に跡く利徒に賢き風と云へ大石良雄ハ其下の士
おのつから其風に別て義士多し我ハ其跡たる者心得有て一家中不殘風俗を改る事ハ
不叶とも我家の者の風俗我改れハ不成事とて篠風自然と稽とよく成へきハ又人心の
よれ所事きに有へかしに我武者共に不心得そハ如何し治世ハ相似成へし治世に成くハ相交
得手
武士の風俗我ハ又ゝより改め而すべき事と　台徒公の御奥意雙六盤の批判の事准
台徒公後府へ御成の時ゟ　神祖へ御相談に双六を御覧ゆゑ御相談ハ是ゟ付色く不作法とも有ゝ者ハ其も折下ハ少下付
死我不顧山野に死臥ハ者とも責加静に成ゆゑの樂にしたゆゑ事を仕ゆゑ心我慰ゆゑハ苦ゝゑ事とこ御
頭と組と死義遠ゟ簡遠等ニ有心得事しよしこそ後大坂没落して誰制する
ともなきれとおのつから此者ハ双六ハ中に不及言事そ此もなくゝ成ゆゑ事ハ大坂ゟ数
ハの心得を仕くおのつから組の作法もよく成といへ大人情に関く死我ハ遠ものこ縁令遠ふ
の有無そ遠ふし草創と守文のもやう心持これあれし
ともこそ實我知事我改たる者本意とすべきれ其所我ハ料簡し才一死たれ者の了簡
多ハ組に對して應ずれ所正しく作法を義として仰ふし組の者ハ又應ずれ所何もかも

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

次へ打掛く和して仰ぶ毛をくハ各其歩近して次ハ初しく鋭のさを見ん如くな
さハ組中の指よ我心よ云付し扨も軍役の遠ふまでの有ん好訳吾番よ其軍鑑
の内伐考ふよ御弁巻よ惣別士ハ色と好き指なそも名人あり才一剛強そ分別
才完あ其男上才二割すて機のきくなる男中才三武庭のよ指をもニ左よまく男
下才ハよ人並の男と次く番く指よ祇を上中下三段大ようき武士の手ニ百人の
中そ上中下三段そ三十人なりとあり又往来指揚よ大小方の
武士伐候よたくさいち上まに調たる伐ハこをきもさうとてう一和の外も松へ下
手に用うハ和の外と思くハぶきめくこをきかと思へハ
もを通そこをきも近ふそう一和の外ハ奥深くう一指人ようりてこをきかと思へハ
う指をはき人体指ふ重用そ徒ふ者腕立ち一只中の着衣伐の如しとあり又
馬場うふ者一伐そも法度そも清九の早きハ利根なる先ち或ハ有作うのよ伐を笠
用者或ハ主理なく辨を打發考才智ちうもさし才二先祖うく大小方よまあり

万事元禄よあくまで犯箇もなく如伐よも見事伐ち伐と利發人或ハ公界ちうも
し者三箇はきも云笠用よ先祖もふ仕様してし武辺の方よハ賢きと利口者とも或ハ心
掛者も深考吳相考とも名乗て呼ハとあり又山賊うふ人の貝利者ハ吳損ハ一所懸命
武士の役よ立事緒正と心清く刀脇指の磨りて出来う如一甲冑そ宅山敷候士
理伐なと是し者二まだく志ハ武士の役よ立人し馬鞍武具佐ふ具新なりてよき下
人体持倚候指嗜ミざりき伐る甲冑そ一條軍大まなとも是し者三ふ志ち者
そ小油法ふ具指もいさく計して畢もなく女の好む指よ陣く伐の役よも立候会
病ち恥指恥もふ思ひをたくき不事をうく志たりう或ハ七伐好き指ちなり能武
士をさ伐く死ぬのち指如く大口をきく武辺の付ハ人跡よ居く虱頭づしの前外
拾い或ハ親兄弟の敵も指うハ奴指ハ山賊同心よハなりとあり山賊又云一ツ場そ
十三人走り廻りの中に親兄弟多き方指の指ふ十本ハ女いさうハ多き方の指指
ふものし三筆鑒なれハ我身員の方指参考女士沢山よ必中悪変人なりとも

をも抱を抱て一ら双武士八大き成武辺抔二成とあり小嶋又ハ我同心ニ半野木助
と云ふ大異の者なりし。上刀箕輪そし小嶋ニ大将そし士七十騎の内ニ
入捌ふへ向ふを追ふそ木葉備右法く働くそう為人た
ニ信玄ふり御慶ニ抔ニ場面の遠ふるまいの大熊の働抔ふり木助を追
出ニ信ニ相本面へ走込小嶋へ能言の内ニ相本内の九国と云士のよ抱を誇り後
喧嘩をし込宝的悪く死たとあり檜井巻ニしよき人抔抔ふを権現と名付
て嫌ふとあり是ハ世評流布似投猿檻(スルニ)そして名付持たり出ふ云へ是ハ忠
義もなく気行とふしうあき四ふのをふし在り近習の内ニ来(ライ)ふ事我ハ働も
なく鉄武士を語ふんく傳前ニせ抔とあり嶺ハ権現の若稲大更ふり洗後
きく上ふの下ふのと批判をなをちよき方ハ何を動たるとハへも地侍(ヒ)とふり如く
能そして能あ抔ふの事をあしくふをハ地侍武士そふとあり長坂軍事前敗も
し或ハ事板ふ云一よ次も不戯(タハケ)して兵あり云をふをハ人憎むものニよ馬鹿ニて兵あり
是ハ抱抔敗しても傷ふ人ふ為ふのと利益そ後病者あり是ハ人の気よ
入くく走号近有ふきものと四よ馬鹿そ後病なる抔ふあり是ハ人のなき者後
後衆人電敬ふきものとあり名人不の遠ひ抔云而鉄法の風俗をし海世の
風俗抔後而ふ抔へきなれハ抔後ハ遠ふよふもふ筒して貴抔知へし
神潤庵ふ云事をなし毒理ふ事をふよふ抔の抱抱法事もをにふふ云事ふ抔て
隈抔ふ抔といへ共信玄猫或ハ犬の迷物よたくふ名武士ハ又抱刺しそく毒理とふり
助抔ふ抔抔を似せく兵舎着物毒理とふし抔ふ名年あれハ人不を見ふ
の如ふ武者ふ有ふ宝抔事武後をんく抔一とふくし在水青抱法ふ庵庵
十八武士道のかせきハふ及十一切の似ふ者ふく善悪の後人抔隆人ふ立抔ハ愚しく
我心抔澄人ふ仕ふくふ抔とあ抔を馬場ふ抔抔もなき迷ふ抔抔の人ハ我心の清き
まふ大異の人抔ハ清く見ふく自慢の云抔あ抔のしとふもの後ふ慢気なくして
年場抔敬ふ年ふとふ仕ふ同年成互ふ方と什ふ中ふ鉄近有人のたく抔事

あまたを八能吾兵衛仕手勢引分引受ケ一ト当ニ追立ケル程ニ敵ハ散々ニ成テ落行ケル
心ハ心我取ル人ハ行ヲナクモ大キニ強キ強敵ニ会ヒ手ヲ負ケルノ人ヲ数
参セ我ノ加ヘタル人ヨリ右ニ云聞ス其人名ヲ知ヘキ事
潘代新参或ハ忠節ノ士ヲ知事
於甲州三代仕ヘ事ヲ潘代ト云ヒ潘代ヨリ既ニ有ヘキ新参ハ陽心ア
テモ忠義ヲ思シテ潘代同事ノ者モアリ譬ハ小幡上総ハ上州ヲ浪人シテ
武田ノ亡ヘ事ヲ抱ク情ヨリ又ク西上州治リ小幡本領ヘ還附セラレ主従
ナル事好ヲアリテ是忠義人ト真田一徳斎モ甚タ
ケ云ヒ治ノ本ハ武田忠義ナル故ニ関東ノ旅谷ノ老見由ヲ着甲列ヘ事リ信玄ヲ
敬ヒ我小給ヲ抱ケル長坂釣閑ハ九立ノ事ヲ云ヒ信玄ノ御ハ見由ハ先年武沢松山
發向ノ時ノ敵ハ本国主ノ事ト叶ヒ甲斐ヲ浪人シテ年ヲ
敵仕タル者ハ何仁ノ事モ云ヒ取立ヘクハ本国ノ情ノ如キ者ノ存ル敵ヲ
幹請潘代トハ大切ノ事ニ候ヘハ忠節ノ人ト沙汰ヲ
ヘ忠義ノ志有ものハ新田ノ陽
主従ノ契約ヲ
ハ妻設ケヲ
若妻設ケも忠
ありけり今我能ノ如く又潘代ノ士ノ事ハ天正十年六月二日ノ
所能ノ者新参者ハ皆ナ
滅者も亡代ノ君恩ヲ捨ル事ヲ
人ノ指ス我ヲ情ケ者ニ
テハ忠義人ニハ新参ト云ハ事ヲ
又ハ動方ホヲ云ヒ或ハ又上ヨリ命事ヲ下ヘ云ヒ
於軍ヲ場ニハ合戦進留ノ下ヲ
あれハ我ヲ行ハ不知ナレ下ヘハ知ヲ
なれハ我ホ行ノ御恩も新参ニなしと思ふ人ハあり
ありけり今我能ノ如く又潘代ノ士ノ事ハ天正十年六月二日ノ
所能ノ者新参者ハ皆ナ
滅者も亡代ノ君恩ヲ捨ル事ヲ
人ノ指ス我ヲ情ケ者ニ
テハ忠義人ニハ新参ト云ハ事ヲ
又ハ動方ホヲ云ヒ或ハ又上ヨリ命事ヲ下ヘ云ヒ
於軍ヲ場ニハ合戦進留ノ下ヲ
あれハ我ヲ行ハ不知ナレ下ヘハ知ヲ
なれハ我ホ行ノ御恩も新参ニなしと思ふ人ハあり
潘代トハ大切ノ事ニ候ヘハ忠節ノ人ト沙汰ヲ
ヘ忠義ノ志有ものハ新田ノ陽
主従ノ契約ヲ
ハ妻設ケヲ
若妻設ケも忠
潘代トハ第十七
一頭武者組ノ事
潘代トハ一頭武者組ノ事
自ノ心ナキ者ハ
古今国ト類一
主従隔ナク
新参ナル
ノ戒ノ
ハ潘代
ヨリ

當事ニ依リ多くの有事とも其意ハ下へ知せましてものゝつから法ニあらしむるの味
有へきこと或ハ下の事を能考ても上へ不申上して、ものゝつから知れぬ様の事有へし権言ハ
差く相見ニ出へしなとあれ時下より遠足悔様ハ不宜法なれ共も間に立なから武者
の心得ハ遠足悔様と成候ニ申上様なとハ下の心得深く中ニて申上候味こと常事
も其味ものを有事こと或ハ御舊例加思ホの若事様ハ成ル時ハ御違ひとも云或ハ悪き
事様ハ成ル時ハ悪く申上候より身ニ仕出ると云等ハ常ニ其ニて又ハ変化も有へし
上下の間ニ立て双方への通達大方ニ心得へ了簡の隠顕表裏の執奏二の有事とし

附

組の事様上へ達せられ事

組中の願事或ハ善悪ニ付上へ申上様ニ先内証ニて達しても上ニ表向より願事もあり
又直ニ表向より言上せられ事もあり様子ニよられ事とも大猷公の時旗本衆衆ニ
如宜ニ御小将御楽院衆番の頭ト会様備の成ヤ上ル松平主馬ニ番次不残御城へ招て
列座の所へ云出て云外不様嫌ニ候ハヽ今夜の事組中承候ハヽ其故と候事如何の
云得ても御先代より一統ニ金子三百両宛代ニ云て一統ニ而加増候而間もなく此頃
組中申せてとにく其事不吟味ニ者ともくく大声ニ云出候よりちちりくと立て申ともみる九
も有様中程より一人進ミ出何も待しへとく伊賀守殿の側へより組中ハ色々申合
候て不情ニて御高家部より難きる何も申ニ付其次第云不吟味ニ候ハ御申上候処
天次成下てぃて直ニ願の申とあれ時主馬皆思案しても存は同役会候て仕とら
申ル云署紀伊殿へ御成之為御金之の金子様上下ニハ思候の外大分の金二有ハ
御先代より今程ニ金銀借残し御救来御救の為ニ御用之ハ諸旗本不勝手
難成候ニ付一統ニ御借の御付金之諸無来付この上候て書付上り之ハ
是ニて能ホ沢山ニつましとこ御付知行ニ成し候ニてハなく假令百石ニ五百
両七百両ても手勝手ニより借申ル又ハ知らぬも借金難成せ候者ニハ少く借可
申との上意ニて宣く借銀当年ハ出し候ハ是ニて能ホ借銀済しても二三年程の
借金元債ハ程の餘慶様借ニへとこ御付ハ御側ニ堀田加賀守殿ニ居諸様拝

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189
ガラス使用

拓叶仰慕殿下ら〻雅を二ちなどやり〳〵せその外御乳色損一ヶ共球だをを拓ぬ
事を中るの小旗本の係を雅候を考く救ひが伝の君た拓筆てお叶答の事と上云
あり一とし年此もこの知事元又軍錬まを山縣幸来同心よ沈中事葉とや考知ら
而忍安拓大場武拓為とを小賜ら賂人へ訴をれた新条とく〻あなと色山縣へふ上池
脇立書直をして切腹を山賜大きて驚き国月拓月の五十上箭よ早く言上尺
也ハ信玄立後山縣我迷惑院よこの改易ですま庫隼人手校勘奮奉曽根幸助三人
宛布そて魅野牛王の裏よ誓残を仕小津事葉大場政吟味悪成敗しとあり山賜一生に
乾くよ飲拘ず好む如くよ胡々思召とあ我と合点をへ一とあ一共書ら日思士如湯
我ハ皆沼大事に思召士拓ず為ら又武者たれ者ハ西我を仁男子へ一人ら心拓事
組の事を下知をれ拓子の事
上の名許受く下を拓ふハ定理ご新品寒到兼日弓箭の備ハ敵味方の間又ハ敵合

戦を考持見切味方備早く立拓れよ仕候肝要紙役去ら〻妻共心掛常々
備の早く立ハ豊ご細尺候ニつよら拓と云事そて一左別よ教戒のたと今会長大坂
小候法を業五位の行列寸附の相傳連ご心意よ試之事とあり年別長組中へ教戒
の法ご拓ら組元三十歳一備等の時ハ中川大小のお候士為宛今ら下知拓を月
我細尺ホの附一左別よまて二ツまて進退をなをて不澤ご或ハ備を豊ホの時も
を法を拓教直たら川候て委ら組元の内そ口答尺ニ左候の下知の不形毛而と助
けく〻の成ごと筆く云法をへきご候ハ二ツよら拓ら組元三十歳一備等の時ハ中川大小のお候士為宛今ら下知拓を月
重を云人の内よ方受あ拓士拓ら〻て動る拓ら法ら云会也重附ハ
今く〻を法拓上へ一と云御ご是を主よら下知あ拓のが年の形なく〻てハ左法の
雅個ご或ハ左候月者の働をなをホも前よ云ら如一とのご大拓事到兼候云拓も
一備の大ご小候所の動作よ尽く味方進む中間の衆を拓一て左備食く夏を働ハ大
将大勝利のお大要参足とら定附菓動事常能而毛拓天正十二年四月九日神君

御年四十三歳屋代長秋一戦ニ御旗先十四人抽て走出の衆ニ安藤帯刀当歳廿一歳

ニて備を合し作り定め殊沢田次郎右衛門を撃ニて登不浅備の下知一ツ手柄を日敵の大

将一の大事勝の無比の勝を平次討て登一日一場ニて無変ニ登帯刀とあり是安藤

氏の敵の将を撃登是ハ不及言ニても附出れ備を合し作り定れ事を云然ハ武

者ハ少ニ組を合し定め後自分の功をも顕されし然く武者ハ主の言を不待しても

組の下知をハ之成し主と共ニ働く時ハ主の言を待ニ行ふへし夫とも又互ニ格別あり

家有ニ御代の末大番頭永井佐渡守九番頭也田中大隅守十二番頭也大坂在番御供ニ坂路ニ延宝七年己未

在番翌年庚申交代於在中大隅守先へ参れ佐渡守ハ少跡より行手時隅州の組衆の内跡より行に

成たれ人ハ乱心の衆へ佐州行りを見者を組違へたりとて何の殿下知も不知しても上先年永井

氏の組の組頭ニ大番頭組衆とも御目附ら前ニより々の例ハ実常よりの組頭中ニ誰か

同役ニ有登城者かもし先触の者組頭ニハ御渡同役の組頭ハ相談を同役ニハ御目

殿中渡を指の所ニ自御城直ニ大番頭衆へ御用有之ニ付組頭役同役ニ有之者登城旨

申来ニ付大番頭組衆の宅へ行同役の事共申処其れハ格違へたるへし同役なりとも

組頭中一人も不出を後大番頭ニハ組頭の役ニ申渡ハ慥強く組頭中ヶ様之者ハ組頭の下

知ハ云ニ役儀に指上申とハ之を時ハ外の番頭衆是殊ハ開安心得違との事

ニて御役ニ事御役ニ付候も時及ニ作左佐渡守ハ開門ニ作付し交衆思之ハへし下知事ハ

他組の事にも下知し或ハ直ニ次なきまじき事ハ於れしの役くへきを通して辨ずべきん

次武者の本意とされし常法変法を矩ニ叶ふと不叶ハ其心ニ有と云へ是全ての要

とも知事し近くハ飛州高山在番の士を衆落より三指揮の時を制法と御渡し

とも一番手の頭永井織部彼地へ行旅を見斜ひ被又自分の料簡ニ申渡も有

同ク二番手ハ藤田平兵衛永井ト交代ニテモ時節ニ依テ又自分ノ了簡指引ノ品有之申渡スコト有之

之とし申其次武者ハ心の進退を士衆を下知事武士の矩ハ恰く治の様とさへきし口

口要ニトシテ知ヲ中ハ組ノ衆ノ一致シテタヽし進退ノ下知ニ付ヲ上トスヘシ

第十八

一 治世武者畢竟心得の事

組衆の情を知事ハ治れとも通して同事し戦国とハへ大士中富有貧窮ハ之其身の振

子ニより知事し然とも治世ハ自ら花麗ニ流れなまらせニ法を正し候て指と不参も不

国立国会図書館　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用

辨にかゝりし事をしるへし故に武備に疎に成行し戦士ハ貧しといへとも當用の武
備にハ事かゝぬ古兵の云大坂陣ハ慶長五年関原陣の後僅十五年にして兵革
起れといへとも浪士多くハ生れ替りたれとも内老兵ハまた不足現存せしといへともまた
事に疎になりたるにより其の外寛永元迄天下五十萬の大兵と云ことに至てハ於
史年若なる者を撰んて召連れたるより戦陣に不馴者多くして備も立難くとく
して其陣ハ和談に成翌年の夏陣にハ少し下ことも軍旅の事を合点したる者
なれとも往昔陣法を争ひ地を合せ争ひ等の弓箭に馴し昼夜油断なき時
代の人民にたくらへてハ敵ハ只大坂一城にして味方ハ天下挙て動く所の軍数百里
の地を経れとも皆味方の地を押し常の旅行も替りなし遠敵に不意を撃の気を
もなく迫合と云とも敵一人に味方五人十人のあてくひにて究竟の敵を生捕の
大軍ならぬ攻なれハ事不調なりしを知るへし其後嶋原の一揆の時ハ寛永十四五年の
事にて難波の役の廿四五年後なれハ浪士も多くハ生れ替りて戦陣を見たる者

十か一にも不足ましてや武具兵器などハ庫倉に有のミの有様にて浩然の一揆に
驚き思ふ事甚しかりしとこそ申されさへあるを今古治平の太平自神武以来未だ定れる時こ
故になまし大中小名武備を諸し或ハ兵具を洞尽等をなくして備おると思ふも
皆浮虚にして實用を失ひ兵粮以下の弓箭もなく妻子父母のさゝえきを以さへ
あしく近年に至てハ具足なさへ持ハ徒と思ふ計にて其れをなたるふ試世なれハ況や
若き者等ハ勇猛の心持もなく只貧富財計容貌の様子のミ心を寄せ而より
日ことに疎く成し故に武芸たる者ハ必戦の左風を能く生れ替り若き者を
導き教へ貴き志の及ぶ所ならし上の貴き事しきまた家なるも文武あれ下のゝ責に
先あらされへし其主へ非拳ま家士も此ちへ人の才辨のミ不敢生得の勇怯を知へき
事なれ人の悪を責れハ易けれへし人の善を挙れ事大なる心得くハ件の如く凡治世の
ハ人の悪を責れとも善を挙るへく悪を減せる法を和く勧善懲悪此賞
罰により事とて賞罰ハ事より主の心にあれハ其間に立所の武芸者ハ常に其を

法我が心掛ものの事 等閑にふ心得前に委く云ふ此理にふ漏信玄少も忠勇あれ者
我ハ称し拳を進弱悪の者我ハ似合少しの働ありても四討せられし三月悪気絶病
にて家辨舌の調たれをんく化と膀を主へのなさを我一人にて二の勅と思ふ如き者
我一人に嫌ひ給ふとし大国我治我主ハ捨れくに石重(仕ハ)我人多くなされハふ叶多勢を分
て扱ひしむれにハ又多くの以武者入事こそ給ふる者偏気にして我一人にて事を行ひ
或ハ我電を給者計我善と思ひ化と示候我ふ成我悪む者をハ有功我も押へ我と申
善者ハ我に進従胞腐の者我ハ大敵の事我も能張に中上給ふの心得ハ大なる害し

附

戦国武功の張我知て治国の按とをへき事

前に段々述給所皆此事こ我に戦国にて傍輩親友と以た道に武功を爭姫ハ習こ必
其事(爭)ありしきにも非を能穿鑿して我(武)功の人に増ん事我思ふハよき事こ我ハ無功
して只辨才をんく増んと思ふハふ下我軍鑑勝頼記(上)に天正二年二月三月四月之に東美濃
にて多くの城我攻ん仮校間一城に成たれを先尻ん先尻たれ家老尻ハ餘り十分ハ如何

とあれを其坂狗宗碎給大炊ハ攻くこの我と中内に諸浪人尻我に訴治中ハ御代替に
新条者の御なさに此城攻ん進上で仕と中これを少旗本近習尻外狭近習尻中合者中ハ
御代替に旗本にて此城を此攻ふ家老尻の遠意ハ内々の我ハ多くの城我落し此
一城をうつ不叶して残れを新条尻落してハ何も是非譜代の旗本尻をんくふ落と致ふ
勝頼も分別ふ如くふ仕と有事を支く先尻中ハ城を巻たれ尻をおきてく旗本尻に
攻落させくハ先尻の恥にて皆いさ攻ふ事とて只一時に先尻より攻落せとあり此の
事も有事こ武功我分く勤さまれにより捨れくの我をふこ我た主の威強されハ下より
無理に致ふ事ハなりぬものこ信玄の代にハ此の事ハ餘りなし最味方原合戦の勝利
の時分に直に濱松我ふ攻と馬場美濃を勅ぬ中上給高坂弾正一人ハ攻我軍無用と中上る
信玄むそこ川五尾ハ家老尻との相談にて各の方簡を云たるものこ小身の近習尻
なとの一統に致ふ事ハなりしこ勝頼の代に如くハ此の事あれ尻ふ考餘の我と遂
に武我の我ハ有りしきにもなし無間に立る所武者ニ有料簡事こ治世也

いへとも是等の様なく諸軍に後れへき事を除くに下より頼ふの志なきも又下
の武代薄きたなれハ其場を分別せへし只弱壮老の三段に依て士たる者ハ各其
志を顕はしき云を成んと心掛れをよしとする事治世とても同事に治世多くハ
川辺思案をなし戦国にてハ必然痛苦として不覚となれ其主への忠志を得方を
たらわ知て主の用を足しむる事以武者の樞要なり

頭武者ハ諸士を預り常変たる組元の目當と成古人釘鎔にたとふ其
武功ふ軽き職お愛の矩を知へし武威重れ附ハ立身の基とふ成事
同様の頭事行と云へ或ハ足軽を預り或ハ諸器の事行又ハ使番ふを勤れとハ遠ひて
諸士を預れ以ハ其人品を吟味してふ御月事に故に其身に成てハ殊ゆるかせ
に思ふへらん其下の組元の鑑と成て若なれ附ハ組元共に称用せられ若其所
あしきれハ馬場の濃ゟ云ふ大方の所をよこれたる雑巾にて拭ゟ如く結句よ
これとも其質大方の若き者も所の心得違ふ附ハ悪くこれ成しる坂淳云諸軍を

材本にして家を造れ以て事行ハ釘鎔の如し完上の義光（アキラ）の祠に諸軍ハ麻子の
地紙の如く所事行ハ其骨の如しとあれも同し理し其味を云考し其ふ軽の矩ハ前
に委く述て其家の仕直を其れ大臣に合くハ軽く士大将と云ふハ軽くして事に
よりてハ重き事あり其子細ハ将ハ其能を法ふとて一能敵を制せられの利あれハ紙
令法界の士にても戦国境を争ふ時ハ新系降系の諸将をハ皆士大将と云以武者ハ
諸代新系によらん武功よりも人品忠功を基として其下の諸士を括育し若き
士を九立れの機を兼たれ所あり故に其職の相應と云し其武功を多く称其主の
仕合によりて身を七立事ハ東書下巻（下九）に信玄大西を得られ以武者を九立て不
残士大将とせへしと皆此心あり神祖の御下にて大番所ふを勤る人々郡主所主と
成の人多し又其武功と云へハ前に述れ如くし其餘其主の窮達に死せるふを
いへも大坂七組の以大方討死を遂る其中にも郡村伊藤守ハ賀州の手の井上
猪左馬と云者に出合て切腹を其首尾ヶ傳ハ猪左馬に向ひ身ハ七組の所郡村

848
189

伴隨ニ城外ヘ出ル者ニ非ルモ此所ニ切腹其ノ間ニ錯を執ルモ此自ら加
賀の人ならハ桂山大結ハ知所の筋あり此刀銀指ニ首ハ添ニ持ニ此ノ跡を
出し殘ヘしと云桂馬ニ至ニ幸ニ此同居中ヘし此出ヘと云時あさ笑ニ玉橋を
越ヘ以ものとて終ニ切腹し桂馬ニ至首ハ持ニ是ニ職ニ越の宮ハ
或ハ又ニ身ハ立ル事も前ニ云ヲ如し信長云秀吉云の此下ニそも何程ヲ
此類あるへし近代本藩ニそも其例ある事ニ也我ニ云ふ限治ニそも玉志
ハ遠ニ此時ハ同事ニ我大口ニ僥僥ギヤウカウ ニ立身ニ家をハ蔑ニ思ふへ之
職掌相應ニ於ニ称用世ニ於ニハ殊ニ治世の規模とすへきハ

右組織書ハ古今ニ例ニ於ニ玉ニ其ハ舉ル事ハ十七章ハ并附ニ
五十箇條ニ於ニ六十七ハの舉目ハ論し自注ハ況ものニ于時享保
二年四月有沢武貞ナストイヘ氏其品ヲ論スヘキノ例少シ故ニ古
今ノ様子ヲ書ノミニシテ其準拠ナルヘキカノ疑ヲ不晴サトイヘ氏
智見ノ及フ処又廣見大才ノ人ノ為ニ非ス只其噂ヲ知テノ

當否ヲ知ン為ニ

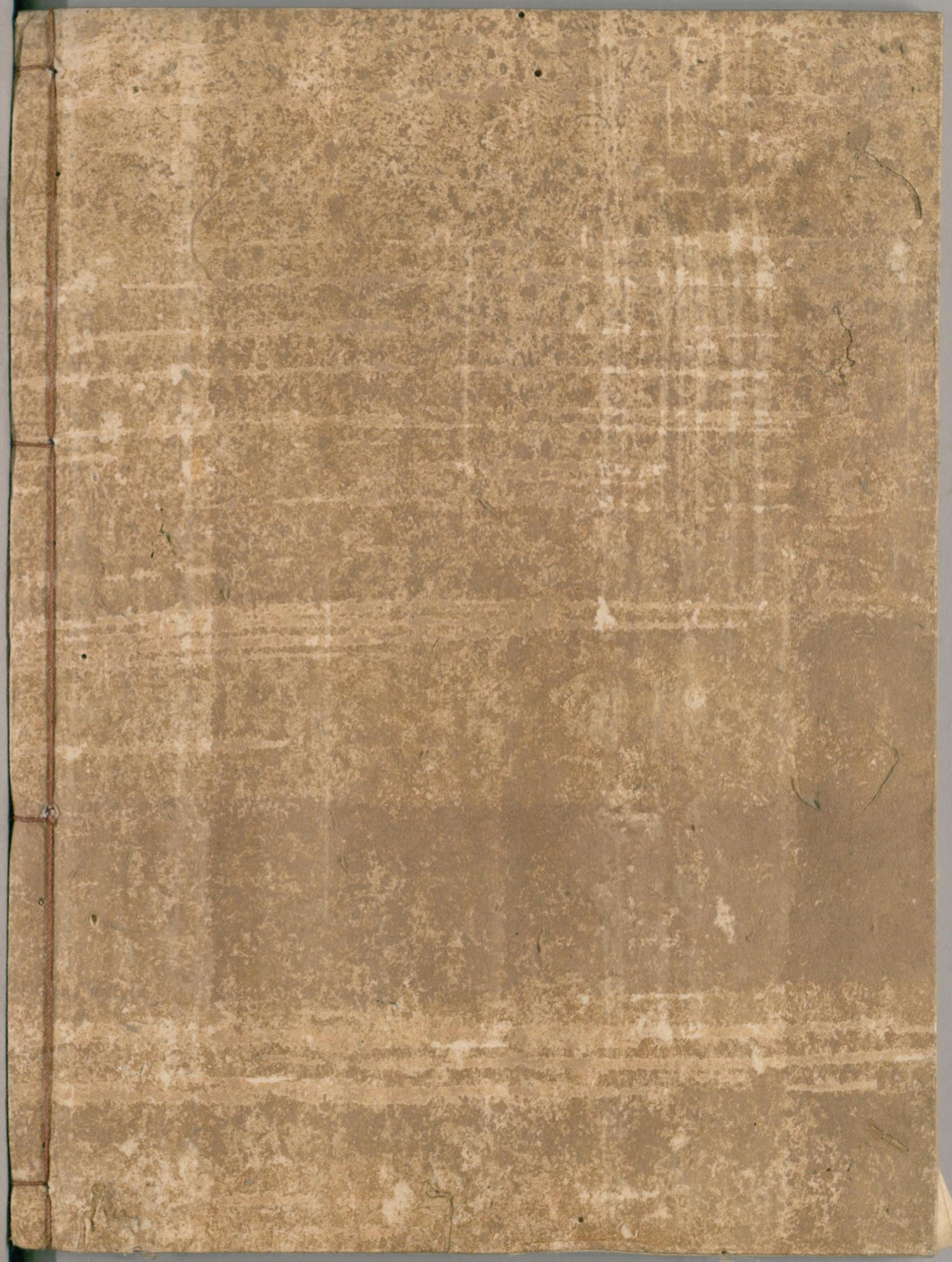

国立国会図書館　　タイトル『十役之抄 19巻』 請求記号 848-189

ガラス使用